

平成29年3月定例会会議録

平成29年豊郷町議会3月定例会は、平成29年3月7日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	中 島 政 幸
2 番	村 岸 善 一
3 番	高 橋 彰
4 番	前 田 広 幸
6 番	北 川 和 利
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	佐々木 康 雄
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

11 番	河 合 勇
------	-------

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町	長	伊 藤 定 勉
副 町	長	村 西 康 弘
教 育	長	堤 清 司
総 務 課	長	村 田 忠 彦
企 画 振 興 課	長	山 口 昌 和
税 務 課	長	西 山 逸 範
保 健 福 祉 課	長	神 辺 功
医 療 保 険 課	長	北 川 貢 次
住 民 生 活 課	長	馬 場 貞 子
会 計 管 理 者		森 明 美
人 権 政 策 課	長	小 川 光 治
地 域 整 備 課	長	夏 原 一 郎
産 業 振 興 課	長	土 田 祐 司

上下水道課長補佐	森本智宏
教育次長	岩崎郁子
社会教育課長補佐	秋尾一義

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議会事務局長	角田清武
書記	寺田理恵

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

西澤清正議長 皆さん、おはようございます。3月定例会を昨日に引き続き再開いたします。
河合勇議員から、本日の会議の欠席の連絡を受けております。ただいまの出席議員は9名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたします。

本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番、今村恵美子議員、1番、中島政幸議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は率直にして、明確にお願いいたします。また、質問者は会議規則第54条、第61条を遵守し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問を行うようよろしくお願いいたします。

西澤博一議員 議長、出席議員は8名でないですか。

西澤清正議長 私を入れて9名です。

北川議員 進めて。

西澤清正議長 また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、北川和利君の質問を許します。

北川議員 議長。

西澤清正議長 北川君。質問は一問一答で。

北川議員 はい、一問一答です。

改めまして、おはようございます。

それでは、僕がトップバッターということで。

まず、教育長にお尋ねします。

学力向上に向けた取り組みと成果を問います。

2016年に実施された文部科学省の全国学力テストでは、滋賀県の平均正答率は小中学校とも全科目で全国平均を下回るという結果であった。学力向上に向けた本町の取り組み状況と成果について答弁を求めます。

教 育 長 議長。

西澤清正議長

堤教育長。

教 育 長

ただいま北川議員のほうからご質問がありました件にお答えいたしたいと思
います。

ご指摘がありました2016年に実施されました文部科学省の全国学力学習
状況調査は、滋賀県の平均正答率は小中学校とも全科目で全国平均を下回る結果
でありましたのは事実であります。

そこで、質問の本町での取り組みであります、まず教育委員会といたしまし
ては、今年度、教育行政基本方針の中に「生きる力を育む教育の推進」を上げ、
「豊かな学力を育む教育の推進」のもとに、町内各校でもって確かな学力の定着
に向けて取り組んできたところであります。

まず、小学校6年生、中学校3年生で実施しています全国学力学習状況調査で
すが、本町の子どもたちはこういった全国版のテストになれるということが十分
でなく、考え方、答え方についても工夫が必要なため、5年生、中2の3学期に
それぞれ前年度のテストを実施し、少しでもこういったテストになれるようにし
ています。

また、各校には町費の講師も配置していただいております、学習の定着をより確実
なものにするように、休み時間を利用して指導をしたり、学習時間では個別の指
導や少人数指導も取り入れたりしていきます。

また、各校では、それぞれに学力向上に向けた独自の取り組みを行っている
ところであり、こういった取り組みでもって全国平均に近づきつつあります。

以上です。

北 川 議 員

議長。

西澤清正議長

再質問。

北 川 議 員

再質問させていただきます。

なるほどわかりましたけれども、学力テストそのものは1960年に始まりま
して、学校の競争云々どうこうがありまして、1964年に廃止されています。
文部科学省、2007年に再調査を復活されたものと認識をしておるところでござ
いしますが、僕は教育長にお尋ねしたいのは、要するに我が町、町立中学校、小
学校にしても、設備、また先生ともに、教育者ともに、ほかの市町村を見ると先
生の人数も多い。また設備も物すごく優遇されている。

というのは、豊日中学校からほかの学校に行った先生とばたっと会ったとき
に、豊郷はよかったわと。豊郷の学校は本当によかったと。僕らは議員全体も一
緒ですけれども、学校、子どもたちのことに限っては議会ではいろんな予算が出て
きても、ちょっと待てという発言は今まで聞いたことありません。この議会の中

で。あっ、子どものためや、そんなもんすぐやってやらないかんということが物すごくそういう議員も心がけています。

がしかし、今教育長がおっしゃったように、47都道府県の中で滋賀県が37番目です。まだいいと言うとおかしいですけども、要するに隣の市町村のことを考えると、だんだん中学校にしてもレベルアップをしてきているというのは、この調査によって出ています。

僕は、要するに生徒に基礎的な学力をつけていくのにはどういう取り組みをこれから、過去のことは僕は問う気もありません。しかし、今後、これからどういうふうに、先生方、そしてまた要するに中身ですわ。何ぼ建物がよかって、設備がそろってても中身がだめなら一つもよくなりません。

その結果が何につながるかという、高校へ進学しますね。高校へ進学をするに当たって、ここ数年間は本当に中退する人が少なくなりました。それまでは学校によっては卒業式に行くと、我が豊日中学校から高校に行った子たちがもう一人もいなんだと。なぜいなんだか。もう途中で中退して。

というのは、学校側との連携もとれないし、そしてそういう先生たちがいてたか否かはこれはまた別として、やはり中学校を卒業しても教育のためにどういうふうな、「どうや、頑張ってるけ」と電話一本でも入れて、そしてまた通常というか、ふだんから「おまえ、ちゃんと学校行っとるけ」、そういう単純な言葉をかけるだけで生徒たちが、子どもたちが、先生、僕困っているんやと。もうちょっとついていけんわと。そういう相談事を受けるんじゃないかと僕は認識しています。

だから、そういうのも合わせて、今後、これから学力以外、そしてまた高校に入ってというような、高校に入って生徒がやめていくと、次の子たちがその高校を受験するときに物すごくマイナス面が出ます。そういうなのも踏まえて答弁願います。

教 育 長 議長。

西澤清正議長 堤教育長。

教 育 長 北川議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

まずもって、今の質問の中にありました学校、園、教育関係に議員の皆様方のご理解をいただいて、非常に恵まれた講師の予算であったり、あるいは施設の予算であったり、十分認めていただいているところはまず感謝申し上げたいと思います。

そこで、今後どうしていくかというお話もあったかと思うんですけど、今後はやはり各校へ研究授業を中心に、やはり学力をどういうふうな、すばらしい授

業をしていくことが私は一番じゃないかなと。授業力を上げるために、今後、校内研究、校内園研究でもって進めていくのが一番ベストじゃないかなということをお話しております。

また、先ほど最後の高校とのという話がありましたが、実はこの前中学校の校長が県内のお世話になっている高校の卒業式に参加するということがありました。その中で、豊日中学校から8名のお子さんが行っておられて、8名全員卒業、そしてその中で1名の子は皆出席であったということをお話聞いております。また、1名は優秀な成績——スポーツか何かわかりませんが——で褒められたという、表彰されたというお話を聞かせてもらって、ちょっと安心したところでもあります。

そういった中で、以前いろいろなこともあったかと思いますが、今、中学校も高校との連携、特に中退者を出さずに、何とか卒業するように中学校の先生方も努力しているところであります。

そういった部分では、連携を深めるという部分、高校までは連携を深めて、高校の卒業までは見届けるというところはまた高校の先生のお仕事かなと思いますので、連携は深めていきたいと思っております。

以上です。

北川議員

議長。

西澤清正議長

再々質問。

北川議員

それで、再々質問させていただきますけれども。

ちょっとずれたらごめんなさい。

確かにそのとおりだと思います。また、ここ数年前から隣保館のほうに卒業生とのコミュニケーションをとるために人材が派遣されているのを学校等々、そして教育長からもお聞きしております。これは本当にすばらしいことだと思っております。

そういった中で、細かい数字のことは僕も問いませんが、要するに今の回答の中で、先生が、教育長が感謝の気持ちとか等々を述べておられますけれども、卒業生たちと今までのコミュニケーションというかな、それはどのぐらいのパーセント、大体でよろしいさかいに。やはり今後、またそれを生かしてもらって、指導というか、卒業生——中学校卒業生ね——に対して、ちょっとそこら辺を最後の答弁だけお願いします。

教育長

議長。

西澤清正議長

堤教育長。

教育長

北川議員の再々質問にお答えさせていただきたいと思っております。

中学生が高校へ行って、そして今のご質問は中学校へ帰ってきたときにどれぐらいの割合でというところ辺があるかと思いますが、それは実はちょっと最近、近年は中学校の先生のお話からすると、以前のように中学校へ訪問することは少なくなったというのはこれ事実であります。しかし、それでもって、中学校の先生が甘んじているんじゃないくて、より積極的に連携を深めていくというところ辺で。何%かと言われるとちょっと私もわからないんですけど。

私も本町に長くいさせていただいている分、中学校あるいは高校、あるいは社会人等になった子どもと接して、いろいろと話をしていく中で、やはりより人間的な関係を深めていきながら、いろいろとその子の将来にわたって見ていきたい、見届けていきたいという気持ちはありますので、ちょっと先ほどの質問で何%というところはちょっとご勘弁願いたいと、こういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

北川議員 議長。

西澤清正議長 はい、2問目。

北川議員 それでは、2問目の質問していきたいと思います。

町長にお尋ねします。

役場庁舎増改築の今後の方向性を聞きたいと思います。

役場庁舎増改築について、12月議会において特別委員会の結果が報告されましたが、今後の方向性について答弁を求めます。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 おはようございます。

それでは、6番、北川議員の役場庁舎増改築の今後の方向性を問うについてのご質問にお答えをさせていただきます。

今後の庁舎の方向性でございますが、さきの3月1日に開催されました議員全員協議会におきまして、庁舎増改築事業についてご説明をさせていただきました。

平成23年度の庁舎耐震診断の実施から今日までの経緯と、それと昨年12月5日付の町庁舎耐震化・「増改築」整備検討特別委員会報告書により、検討を行ったところでございます。

今後は全員協議会でご説明申し上げました庁舎増改築設計(案)によりまして平成29年度に再度の実施設計に着手をしまいたいと考えております。

また、並行しまして、財源の確保のため、29年度から国で創設されます市町村役場機能緊急保全事業の対象となるため、個別施設計画及び業務継続計画の策

定に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、議員皆様のご理解
とご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

北川議員 議長。

西澤清正議長 再質問。

北川議員 今の説明は理解というか、わかりましたけども。

予算の要するに庁舎の増改築に当たっての予算ですけれども、昨日、3月3日
付でひとつ新聞が、これによりますと、この新聞ね。赤旗新聞になっていますけ
れども。これに目を通させていただきますと、費用が仮庁舎あたりで6億円と考
えているというものであるということを説明をしたという、ここにこれ、そうい
うふうとうたわれております。

僕も全員協議会の中で、仮にという、この決定したものじゃないと僕はそうい
うふうにそのときは認識しています。それについて、総務課長、答弁願います。
おかしいんじゃないかと思っています。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 北川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今言われました記事の掲載につきましては、私も読まさせていただきました。
それで、読んだ中で、確かに仮設庁舎をつくって6億円という説明があったと。
私がしたというような記述がございました。

この6億円の多分お話としては、私が3月1日の全員協議会でお話をしました
のは、今後、国で創設されます市町村役場機能緊急保全事業、これは起債借り入
れなんです、これを今後使っていきたい。庁舎の増改築に当たっては財源とし
て使っていきたいという説明の中で、この地方債の充当率は起債対象の90%以
内ですよという説明。それと、その起債の90%以内の75%のうち、30%が
交付税算入に計算されますという説明をさせていただきました。

これは起債でお金を借りるわけでございますが、一定交付税算入がされますの
で、補助金という考え方をすると75%の30%で、22.5%という、これは
補助金ではないんですが、そういう考え方もできますと。

そのときに、仮に6億円とした場合に、この22.5%ですと1億3,500
万円という考え方ができますという説明は私は申し上げましたが、先ほど北川議
員が言われましたように、庁舎全体と、全体とは言いませんが、仮設庁舎を含め
て6億円と言ったと書かれているのは、私はそういうことで説明はしてないとい
うふうに思っておりますので、その辺は議員の皆様もそういうご理解だと私は考

えておりますのをお願いしたいと思います。

それと、私の名前が出ています以上は、これはやはり何らかの関係で訂正をしていただけるとありがたいなど。このままで行きますと私が6億円と言ったようなこととなりますので、その点、発行されました方については特にお願いをしたいと思います。

北川議員 議長。

西澤清正議長 再々質問。

北川議員 いや、次行きます。

それでは、教育長にお尋ねします。

給食の残食についてということで、現在、小中学校で給食が実施されていますが、各学校の残食はどのぐらいなのか。また、残食を減らすためにどのような取り組みを行っているか、答弁を求めます。

教育次長 議長。

西澤清正議長 岩崎教育次長。

教育次長 それでは、北川和利議員の給食の残食についての質問にお答えいたします。

小学校におきましては、一日の残食量は大体2リットルから4リットルで、残食がない日もございます。

児童の実態につきましては、野菜や魚、かしわが苦手であるという子どもが多いということと、昔に比べて好き嫌い、食わず嫌いの子どものふえてきているというのも一つの原因であると思われまます。

残食を減らすための小学校の取り組みにつきましては、おかずを全て配り切り、食缶を空にし、余れば教員や児童が配って回ります。おかずを減らした人はおかわりをできないというルールをつくり、おかわりをした人はおかずを減らさないようにしようという意識づけをしています。

また、配食量を決めて、例えば学級によってはあえものは1人30グラムとはかりを使って配膳するという工夫をしておられるところもございます。

中学校におきましてはセンターでの給食提供ですので、以前にもお答えしてありますように、残食量については把握ができておりません。学校での先生が見ておられる感じでは、魚とか、酢の物のときは残食が多いと聞いております。

残食量を減らす工夫につきましてはメニューの組みかえをしたり、牛乳につきましてはミルメークを加え、コーヒー牛乳にするなど工夫をしておられます。また、各学級の道徳の時間に命をいただいているという意識の中で、食べ物に感謝をするという指導をしていただいております。

以上です。

北川議員 議長。

西澤清正議長 再質問。

北川議員 それでは、再質問させていただきます。

せんだって、夜、BSで、滋賀県の給食に取り組んでということでやっています。全国的に見ても滋賀県が子どもたちの給食、要するに残食の取り組みについて、上からのほうのトップレベルで調べているというのが述べられていました。

その中で、たしか高島だったと思いますけれども、ほとんどもうゼロに近いという、給食の残食についてはゼロに近いという結果が出ています。

我が町でも、せっかく給食に対して町のほうから助成もしていますし、父兄も大変ながら、給食費を払っています。

そんな中で、やはり子どもたちにそういう認識をしっかりとしてもらって、一つたりとも残さずに食べていただかなきゃダメだと思っておりますが、そういうことについての取り組みをちょっとお聞かせください。

教育次長 議長。

西澤清正議長 岩崎教育次長。

教育次長 それでは、北川議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申しましたけれども、やはり学校の授業の中で、命、やっぱりいただいているという基本意識の中での取り組み、それは基本として大事だと思っております。やはり毎日の日々の食事、家庭とまた学校との協力も必要だと思います。その中で、学校の授業をいかに能率的にやっていくかということも考えながら、今後、学校の先生とも協議をしながらやっていきたいと思っております。

以上です。

北川議員 議長。

西澤清正議長 再々質問。

北川議員 答弁はよろしいですけれども、ちょっと、やはり再度僕が言いたいのは、お願いというか、子どもたちにしっかりと食べ物のありがたさを教えて、学校側と協議しながら、きちっとした食事と給食のいただき方を指導して行って、今後、これからも指導していつてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

西澤清正議長 次の質問。

北川議員 それでは、町長、教育長にお尋ねします。

通学路の整備についてということで、小中学校の子どもたちが中山道を通学路として使っている高野瀬東の交差点から宇曾川までの区間は、道路幅が狭いところもあり、特に通勤ラッシュの時間と重なる朝は事故につながる可能性が高いと

思っております。子どもの安全を確保するためには対策が必要だと考えるが、答弁を求めます。

地域整備課長 議長。

西澤清正議長 夏原地域整備課長。

地域整備課長 皆さん、おはようございます。

それでは、北川議員のご質問にお答えさせていただきます。

中山道は、通勤時間帯におきましては特に交通量が増加し、危険な状態になっており、歩行者や自転車等の通行に支障を来しております。中山道においては、交通量の関係だと思われまじけれども、通学路としての指定はされておられません。

ご質問の安全確保については、歩道設置を行うのが最良と思われまじりますが、用地買収や建物移転補償等が伴うこともございますので、現時点では早急な対策は困難であると考えております。

なお、現在の児童生徒につきましては、中山道を横断して通学しております。信号機やパトライトにおいて対応しているところでございます。よろしくご理解をお願いします。

北川議員 議長。

西澤清正議長 再質問。

北川議員 再質問させていただきます。

要するに、玉屋さんの信号からあこの字曾川の間、特に狭くなっている。吉田に向かうT字のところとかね。ああいうところとか、今言うパトライトとか、点滅信号が確かについております。

がしかし、今、団地系統等々が下枝というか、あの沢というか、あこらふえていますわね。そこから通学している子たちが、小学生でも中学生でもかなりふえてきています。

近辺の人が何とかしてやってもらわんと困るで、あれ危ないで。たしかあこ県道やさかいに、うちの町で云々どうこうとさわるといっても、これは無理な範囲もあるかと思ひますけれども、滋賀県の土木課と話をしながら、意見を交わしながら、何か方法がとれないかと思ひまして、この質問さしてもらっております。

そういう大きな枠で考えていただきたいと思ひますのやけれども、課長、答弁もう一度お願いします。

地域整備課長 議長。

西澤清正議長 夏原地域整備課長。

地域整備課長 それでは、北川議員の再質問にお答えさせていただきます。

今現在、中山道のその、いわゆる言われました交差点部分につきましては、信号機や、あと拡幅ができないかとかいうふうな問題につきましては、もう県の交通対策課等とも現地立会をさせていただいて、協議しているところございますけれども、根本的に私が思うには国道の通勤ラッシュ特にそうなんですけれども、国道の迂回路的なことで中山道を使われているというのがもうほとんどございまして、まずは根本的にその国道の改良をしていただかなければならないのかなと思いますし、議員もご承知のとおり、8号線バイパス促進期成同盟会というのもございますし、その辺でバイパスの陳情、要望させていただいておりますので、その辺で、今、即今、どうやというわけにはいきませんが、28年度から国のほうも動いていただいているという形で進めていただいておりますので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

北川議員 議長。

西澤清正議長 再々質問。

北川議員 今よくわかりますけれども、もちろん、県道、そしてまた国道の迂回ということで、その時間帯には、通勤ラッシュ時間帯には中山道すごく利用して、会社へ通っている人たちがたくさんいるというのもよくわかりますねけれども、だろう、だろうじゃなしに、頑張りますじゃなしに、できるだけ早く厳しい要望を出していただいて、やっぱり子どものことですので、事故が起きてからでは僕は遅いと思います。そういうことを頭に置いて、もう少し頑張ってください、そういう安全面に対して進めていってほしいと思いますので、これ、答弁よろしいですわ。

じゃ、今後ともそういう結果でよろしくお願いします。

西澤清正議長 それでは、次に鈴木勉市君の質問を許可します。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 では、一般質問をいたします。

まず、役場庁舎整備に係る町長の真意を問います。

12月議会で、役場庁舎整備を進めるに当たり、どのようなプランで進めるにしろ、町民アンケートの実施をと求めましたが、町長は、何をアンケートをとるのか、私、その趣旨がわからないと答えられました。

そこで、趣旨がわからないとはどういう意味か。また、その真意は何なのかを明らかにしていただきたいと思います。

次に、社会通念上、地方自治法第166条第2項に係る疑義が持たれる事案がないかを問います。

1 2月議会において同様の質問をいたしました、そのような事案についてはないと把握しているとの回答でありましたが、法に直接触れなくても社会通念上、そのような疑義が持たれる事案がないかを問います。

3つ目に、国保の引き下げを求めます。

2月6日の県市長会、同月14日の県首長会議において、国保の運営主体が2018年度に市町から県に移管されるのを前に、県が国から示された計算式をもとに平均保険料を試算したところ、5市町では移管後の保険料がふえる等々の新聞報道がありました。

そこで、ひとつ県下の各市町の平均保険料は幾らか。また、本町の保険料は幾らになるのか。その額が現在の保険料と比較してどうか。さらに、国から示された計算式がどのようなものか明らかにしていただきたい。

2つ目には、来年度の県に移管される今後のスケジュールについて説明を求めます。

4点目は、三たび、ひとり親世帯に対する給付型大学奨学金制度の創設を求めます。

新年度から不十分ながらも国の給付型大学奨学金制度がスタートいたしますが、12月議会で、せめて町内の大学進学者数の把握から進めていただきたいと求めましたところ、教育長は、各課と連携を進めて把握をしていきたいと答えられました。

そこで、1つ、平成29年度から始まる国の給付型大学奨学金制度の説明を求めます。

2つ目は、平成25年度以降の本町における大学、短大、専門学校への進学者数を明らかにしていただきたいと思います。

最後に、豊郷町第4次総合計画の「互いにつながる地域社会をつくろう」について問います。

豊郷町第4次総合計画第4章「互いにつながる地域社会をつくろう」の3. 共生のまちづくりでは、平成11年12月に制定された豊郷町人権宣言を軸に、主要施策の中で、「暮らしの中にある人権問題について学習を深め」、「町職員の人権意識の向上に努める」とありますが、その取り組みについて説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、8番、鈴木議員さんの一般質問にお答えいたします。

庁舎の整備につきましては、これまで行政懇談会や意見交換会などで町民の方々のご意見をお聞きするとともに、各年度の各定例議会で議論をさせていただ

きました。また、議会においては、町庁舎耐震化・「増改築」整備検討特別委員会が設置され、議論の結果を12月5日に故西山委員長並びに鈴木副委員長より報告をいただきました。

翌日、鈴木議員より、町民アンケートの実施をということでしたので、そのようにお答えしたのでございます。

副 町 長 議長。

西澤清正議長 村西副町長。

副 町 長 皆さんおはようございます。鈴木議員の社会通念上、地方自治法第166条第2項に係る疑義が持たれる事案がないかについて問うというのにつきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

12月議会に引き続き、何か疑念があるがごとく、地方自治法142条に関連しての地方自治法166条第2項にかかわり、社会通念上としての事案があるかのご質問でございますが、社会通念上も含めて疑義が持たれることは、事案はございません。

以上でございます。

医療保険課長 議長。

西澤清正議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木議員の国保の引き下げを求めるとのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の県下の各市町の保険料率試算の状況といたしまして、今回の第2回目の試算のベースで仮算定でいきますと28年度予算ベースで1人当たりの保険料の県下平均値は13万3,289円、29年度仮算定後では12万6,489円となっております。

また、本町の28年度予算ベースで1人当たりの保険税は11万2,308円となっており、29年度の仮算定後では10万9,757円との値が出ておるところでございます。

また、計算式について申し上げますと、おおまかにということで、おおまかに申し上げますと、県全体の医療給付費から県に配分される公費等を差し引いたものが県全体の納付金算定ベースとなりますので、そこからそれぞれの市町の所得、被保険者数、世帯数のそれぞれの案分したものが各市町の納付金として割り振りされるということになっておるところでございます。

次に、今後のスケジュールといたしまして、現在、県といたしまして国保運営方針(案)について検討されておるところで、年度内には取りまとめられるということでございます。

29年度に入りますと、夏までには運営方針の知事への答申、また決定があり、8月ぐらいには第3回目の試算作業に入り、激変緩和措置に対する調整や保険料率の決定、また国では公費の考え方の提示があるというふうに聞いておるところでございます。

その後、県は年内に条例改正に取りかかる計画でございまして、本町といたしましても、県の動向を踏まえて事務手続等を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

鈴木議員 新聞には、保険料が上がる5つの市町の名前が載ってたので、どこが上がるのか。うちは幾らになるのか。それが今と比較して幾らかという質問をしたけど。新聞では公表されたけれども、言わなかったから、質問で。

医療保険課長 済みません。申しわけありません。

新聞では、多賀町、あと甲賀市、東近江市、大津市、野洲市の5市町で保険料が増加するというふうに聞いておるところでございます。

また、本町では2,551円の減額というふうに算定されておるところでございます。

以上です。

教育長 議長。

西澤清正議長 堤教育長。

教育長 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

まず、平成29年度からの給付型奨学金の件であります。29年度予算の成立を前提として、独立行政法人日本学生支援機構が実施主体として行っています。

平成29年度の進学者から一部先行して実施するというので、対象者及び給付基準は次の2点であります。

1点目は、住民税非課税世帯の生徒で、給付基準は私学の大学、短大、高等専門学校、専門学校に進学し、在宅からの通学、また十分に満足できる学習成績をおさめている等です。

2つ目は、社会的養護が必要な生徒さんです。児童養護施設や里親などのもとで生活している生徒さんです。

給付基準は、国公立の大学、短大、高等専門学校、専門学校に進学し、高等学校等の校長から推薦がある場合となっています。また、その推薦理由として、特定の分野においてすぐれた資質、能力がある。また、進学後、特にすぐれた学習成績をおさめる見込みがある等でございます。

給付額は月額4万円ですが、社会的養護が必要な生徒は入学相当額として24万円追加給付となっています。

以上が次年度からの給付型奨学金の概要です。

また、平成25年度以降の町内の子の大学等の進学者数ですが、各年度の県下の進学率をもとに出しました。25年度豊日中学校卒業生で、高校へ進学した生徒は40名で、うち大学等に進学した学生は22名、26年度は60名の卒業生で33名の進学です。27年度は、9月議会で15名と報告されております。

以上です。

人権政策課長

議長。

西澤清正議長

小川人権政策課長。

人権政策課長

改めまして、おはようございます。

私からは、第4次総合計画の「互いにつながる地域社会をつくろう」を問うの質問に対してお答えいたしたいと思います。

現在、豊郷町では、人推協と隣保館が連携する中で年6回の人権学習講座を実施する中で、町民のみならず、役場職員、町内企業の在勤者などに広く呼びかけの中で、あらゆる人権問題に取り組むための意識の向上を努めております。

また、職員研修としては町行政に携わる者として職員一人一人の人権意識や感覚を研ぎ澄まして住民サービスに当たるために、平成20年度から全職員を対象にした研修を実施しており、部落問題だけでなく、あらゆる人権問題に対処するための研修を実施しているところであります。

以上です。

鈴木議員

議長。

西澤清正議長

鈴木議員、再質問。

鈴木議員

それでは、まず順番に行きますが。

役場庁舎の問題、私が質問したのは、私はアンケートを今回も3月1日の全員協議会で新しい町案が提案されました。管理職の皆さん、新しい案をご存じなのかどうか私存じませんが、それはさておきまして。

私が申し上げたのは、どういう案にしる、一度やはり町民のアンケートとったらいかがかというふうに12月議会でお聞きしました。町長は趣旨がわからないというのは、町民アンケートをとったらどうかというその趣旨がわからないというお答えになったので、趣旨がわからないというのはどういう意味なのかもう一度説明をお願いしますというふうに質問しました。

町長の今の答えは、行政懇談会でも説明してきたと。議会でも特別委員会で決議をしたと。つまり、そういうところで十分説明してきたんだから、言葉は悪い

ですけど、もういいだろうと。どうして今さらアンケートをとるのかと、その趣旨がわからないんだと。そういう意味であれば、それはそういう意味で町長がお考えになっているんだらうというふうに私は理解しますが、答弁は、私は趣旨がわからないというのはどういう意味かお答えを願いたいと言ったんですが、町長の答えは、行政懇談会ということでしたので、もう一度。

そういう趣旨がわからないということじゃ、それはそれで理解するんですよ。質問でかみ合ってきますので、そこらをもう一度後で答弁をお願いをしたいと思えます。後で、この点。

再質問はもう1点ありますので。

それから、これは、私思い出しますのは、なぜこういうことを申し上げますかという、伊藤町長が最初に当選されました第1期目の所信表明でどのようなことを述べられてきたかということ振り返ってみたいと思うんですが。

そのときに町長の所信表明で言われたのは、こういうことを言っておられる。「信頼される町政の実現のために、できる限り行政が持っている情報を公開し、住民モニター制度を設けて、町民の評価を上げたい」とおっしゃられました。また、「町民の皆さん方に意思決定をしていただく一つの方法として、町民投票条例を制定し、必要な場合に施行できるような準備もしていきたい」、こういうふうに述べられておられます。

残念ながら、1期目で住民モニター制度や町民投票条例が制定されませんでしたので、第2期目の町長が当選された最初の議会で私は住民モニター制度なんかを町長どうされるんですかというふうに質問をいたしました。そのときに町長のほうは、住民モニター制度については折を見て考えていきたいというような答弁をされていたと思えます。

1期目の最後では、まず豊郷町を信頼される普通の町へと戻すことが私の使命だと考えているとも結ばれています。

そこでお聞きします。私の先ほどの趣旨がわからないということについて、町長の答弁私わかりませんでしたので、町長に逆にお聞きをいたします。このときに町長が述べられた所信表明の町民投票条例の趣旨については趣旨をどう考えられたのか、答弁を求めます。最後でよろしいが。最後で、再質問ですから。いいですか。最後に言ってください。

それからもう一点は、先ほども同僚議員でありました、きのうもありましたが、新しい町の役場庁舎の増改築（案）が示されて、提案説明でも、それから先ほどの総務課長の説明でも、今年度、実施計画に入りたいということでした。基本計画はなしに実施計画をされるのかどうか、まずその点だけお聞きします。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、再質問にお答えいたします。

委員長並びに副委員長が特別委員会でいろいろまとめていただいて、それについて我々行政は検討せよ、そういう内容であったと思いますので、それをしっかり検討する以前にアンケートという。ましてや、副委員長の立場の方がおっしゃったので、ちょっと趣旨がわからないということでお答えしたのでございます。

それと、投票条例につきましては、投票条例に値する議案はないということで、まだ考えていないというところでございます。

そして、今日まで行政懇談会でしっかり住民の皆さん、そして各団体の皆さん方と交流する中でご意見をいただいているので、モニター制度は今のところ必要ではないのかなと、このようにも考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 鈴木議員の再質問にお答えします。

庁舎に関します基本計画の話がでございます。これについては、26年の1月に策定を一応しました。それは鈴木議員が必要面積なり、今後の庁舎でということかという中で一応基本計画をつくらせてもらいましたが、それはD案での計画でありました。

今回提案させていただきましたのは、私どもはこれまで提案してきましたC案に似た内容での報告があったというふうに思います。今回の計画案も以前説明しましたC案に近いものかなというふうに思っております。

ただ、基本計画つくる段階におきまして、ある程度の方向性といえますか、庁舎をどこに建てるとか、どういう部屋を設けるとか、そういう話の中で必要面積を計算していかないと、これ何回やっても議論が多分かみ合わないと思えます。

当然、必要な面積は定められておりますけれども、基本的な考え方、それとつくり方によって多少変わってきますので、そういうことを含めて、今現在提案させていただいています内容で今後行けるのであれば、当然、それに合わせた基本計画というのは当然つくっていく必要があるというふうに考えております。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員、再々質問ですね。

鈴木議員 私がなぜ基本計画をつくらずに実施計画かという質問をしましたのは、全員協

議会で、いや、平米数が何ぼで、職員1人当たりの平米数、そういうことを言ってるんじゃないしに、その全員協議会での説明でも総務課長みずからおっしゃっておられましたけれども、素人の私が考えた案だとおっしゃいました。素人の私が。

私がどうかと思いましたが、例えば新しい3月1日で示された町案では、今の本館に増改築部分を結合するという説明でした。全部そのまま、図もそうなっています。

私の記憶が間違いなければ、当初、その本館にそのまま結合することは、この建築基準法でできないという説明がどこかであったような、もし間違いなければ頭くっつけることは無理なんだというような説明がどこかであって、違う案が出てきたような記憶がしてるんですが、もし間違いであれば訂正していただければ。そういうような記憶があります、一つは。

それから2つ目は、3月1日に示された案では、耐震補強をする箇所が1カ所かなというふうな図面だったんですが、これ、これもまた教えていただければと思いますが、耐震診断結果では1階と2階でことここにブレース入れたりというのが示されているんですが、この新しい町案では、この耐震診断結果が反映をされているのかどうか。

私が申し上げたのは、素人の総務課長が書かれた図面、それを基本計画なしにぽつと実施計画をされるのかどうかということをお聞きしたい。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 鈴木議員の再々質問にお答えをいたします。

基本的に庁舎の考え方でございますけれども、前の話に戻って申しわけございませんが、本館棟にひっつけることができないという説明ですが、私はそういう説明はしておりません。といいますのは、旧館棟に接続する場合には建築基準法、昭和5年の建物ですから、これは建築基準法上は無理ですよというお話はしました。

そのときの議論の中には、旧館棟を事務所として使うという前提のお話でしたので、当然、旧館棟を使って、そして新たな棟をつくるにしても、その場合には建築基準法上、3メートルほどはあけなければならないということを説明しました。

ですから、本館棟については接続ができないということは言うておりませんし、図面もそのようにはなっていないというふうに記憶しておりますので、その辺は鈴木議員の聞き違いかなと私は思っております。

それと、今回のお示ししました案でいきますと、基本的に図面で緑色のマーカ

一塗ったところが耐震診断の結果に基づく補強を行う部分ということでございますので、本館棟の1階部分と2階ですね。2階に当然、壁等についての補強をするということでございます。

それと、何回も言われますが、当然、私も設計士ではございません。ただ、これまでのA案からD案作成する中で、設計士さんといろんな話をしてきました。その中で、こういう場合はどうなりますかという話の中でしてきた経緯の中で、素人ながら勉強した中で図面をつくらせていただいたということで、説明させていただいたときも同じように、今後、この図面が設計士がした場合について変わる可能性がありますという前提でこの計画案をつくらせていただいたという説明をさせていただいていますので、今もそのように思っておりますのでお願いをしたいと思えます。

それと、基本計画について鈴木議員がいつもこだわりになるのは、必要面積、職員の面積のところだと私は理解しています。ですから、逆に言いますと、ほかの共有部分、また会議室の部屋、それと倉庫、こういったことは鈴木議員は余り考えていないのかなと、私は考えております。

そういうことを考えますと、部屋の数の面積、数によってこの面積、必要面積は変わってきます。ですから、一概に基本計画つくるについてもつくりにくいところがありますので、ある一定のプランがある中でやはり私は基本計画というものをつくっていったほうが実際には近いものができるのではないかなと考えております。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 再々質問。

鈴木議員 先ほど村田課長、私の名前が出ているのでとおっしゃいましたので、今、逆に村田課長、答弁の中で私の名前を出されましたので、また私の考えはそんなところではないということをまた違う場所で議論させていただきたいということをお願い申し上げます。

総務課長 結構でございます。

鈴木議員 次に、法第166条2項の問題に移ります。

12月議会でも、先ほどの答弁でもそういう事案がないという答弁でありました。この法第166条の第2項というのは、法142条を準用するというもので、法第142条の趣旨については、12月議会で企画振興課長のほうから、これらのものを当該公共団体と一定の経済的利害関係にある私企業から隔離し、その職務遂行の公正を確保しようとするにありと解されるというふうな答弁がありまして、私もそのように認識をしております。

いや、この質問をいたしましたのは、非常に申しわけないとは思いますが、昨日、任期満了をもって退任される意向を示された副町長が、私が風聞するに、町内で落札しているある企業と親戚関係にあるのではないかという風聞がありますので、それを確かめたい。退任の意向を示された副町長に、今、こういう質問をするのを私も心の中で何かの物を感じておりますが、一般質問を出させていただいておりますし、そういう風聞が町内にありますので、そのことを確認をさせていただきたいという意味で質問をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

副 町 長 議長。

西澤清正議長 村西副町長。

副 町 長 再質問にお答えをさせていただきます。

どのような誤解があったのかなというぐあいにもう思ったんですけど、今おっしゃいましたので、はっきりと申し上げておきたいと思います。

当然、142条に関して166条第2項につきましても、兼業、兼職なりと。また、強いて言えば、そういう利害関係法人との関連というようなことでもあるわけですが、それに関係しても一切ございませんし、私は常々、自分自身のあり方で、これ申し上げても何ですけど、管理職会等におきましても、地方公務員法の遵守はもとより、サービスに対するモラルや課内のガバナンス、また説明責任なり、あるいは適正な事務手続、また印鑑の重さということで絶えず言っていました。私自身の姿勢としても疑義を持たれるようなことのないように努めてきたわけでございますし、そういった疑義を持たれる事案はございませんので、再度申し上げます。

以上でございます。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 次、再質問。

鈴木議員 次の質問に参ります。

次、国保の問題について質問をいたします。

先ほどのお話ですと、近隣でいえば多賀町の平均保険料が県の今のところの試算であれば上がると。ほかの4市も含めてということでした。

一方、豊郷町は平均保険料で2,451円、ほぼ2,500円ぐらい減になるというような、今のところの試算が出ていると。

私、ちらっといつかの答弁、テレビを見ていましたら、町長が町民に十分説明をしなければなりませんと、そこだけ拝見したんですけども、あのとき何をおっしゃっていたのか、また後で教えていただければと。テレビで報道されました、

首長会議が。

町長が、これは十分に町民の皆さんに説明を申し上げなければならないというインタビューだけ私拝見しましたので、それひょっとしたら前半部分私見てないかもしれませんので、また誤解があったらいけませんので、そのとき何をおっしゃったのか、ひとつ後でご説明を願えればと思うんですが。

とにもかくにも、私のところは、このままで行けば大方2, 450円、今後試算が変わるかもしれませんが、平均保険料が下がるということは明らかです。

何を申し上げたいか言いますと、私はこれまで何度も高い国保料の引き下げを求めてまいりました。例えば基金の半分を活用しただけで年間1万円程度の引き下げが可能なのではないかとこの具体的な数値を求めて提案をさせていただきました。

そのときの町長の答弁は、基金は県に移管された場合に保険料が上がり、激変緩和措置が必要になったときに活用したいという旨の答弁を繰り返されてきました。しかし、今、本町豊郷町の保険料は、これから何度試算してもその下げ幅が幾らかになるかということはあるかもしれませんが、平均保険料が上がらないということが明らかになっています。町長がこれまで答弁されてきた激変緩和措置というのは必要がなくなった。今こそ私はそれらの基金も含めて活用して、国保料の値下げに踏み切るべきではないかと。踏み切る状況ができたのではないかと考えています。

さらに、豊郷町では平成29年度の主要施策の概要を見ますと、国保の保険料が26年度に比べて27年度は保険給付費が減少し、平成29年度予算では保険給付費全体で1,676万5,000円、前年で2.5%の減になっています。また、運用基金は今年度だけでおよそ1,250万円増額になり、3月見込みで3,800万円の基金が積み立てられるようになります。

つまり、1つは、県に移管をしても本町の平均保険料が上がらない。2つ目には、保険給付費が減少している。3つ目には、運用基金が3,800万円にも上る。これらの条件を考えたときに、まさに国保料を引き下げる条件がそろっていると思います。今こそ町長の決断を促したいと思いますが、答弁を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、8番、鈴木議員さんの再質問にお答えします。

実のところ、あれでは何で豊郷町がインタビューを受けたかということ、一番保険料が安いということで、高いところが栗東市でした。それで、豊郷町は保険料が上がるだろうという予測でNHKの記者が私にインタビューしたのでありま

す。

それと、栗東市は下がるやろうというのが、栗東市は余計危機感を持っておられましたですけれども、私が話したのは、実際、まだ我々にも聞いてない保険料のことですからわからないということで。

そういった中で、どういう形になるか。これは県民一人一人が支え合うという制度ですから、そういった中をしっかりと町民の皆さんに説明した中、そしてまた1町では大変な状況が起こったときには保険料が物すごく上がったり下がったりしますから、そういったことのないようにこれは県民が支え合うという制度ですから、そういうこともしっかりと踏まえた中で説明もさせていただきたいということでございます。

議員おっしゃるとおりでしたら下げるにはやぶさかではありません。ただ、実際に私聞いておりませんので、私は多分、ひょっとしたら上がる可能性があるとは思っています。しかし、おっしゃったように下がる可能性があったら激変緩和措置は要りません。しっかりとそれは手当てしていかないかと。ためておくだけではしゃあないですから、それはそう思っております。

これはしっかりと数値が出たときに判断すべきだと。今の状態で軽々に物を言うべきではないということで思っておりますので、その点だけご理解をいただきたいと思います。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 再々質問。

鈴木議員 非常にこの間さまざまな論議をし、提案もさせていただきましたが、非常に前向きな答弁をいただきました。いや、それはそれで率直にそう思っています。

今の答弁でいけば、まだおっしゃるとおり保険料が確定をいたしておりませんから、それは行政の長としてはそういうことだと思えます。

ただ、重ねてお伺いしておきますが、保険料が確定をし、その保険料が現在よりも引き下げになった場合は、国保料の引き下げにやぶさかではない。国保料の引き下げを踏み切るという町長の決意だというふうにお伺いをしていかどうかということを最後確認を求めておきます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えいたします。

保険料の引き下げもやぶさかではないということは申しました。ただ、このように県で統一でやっておりますさかいに、保険料という形になるかならんか、それはやはり行政のやっぱり妙というのか、アイデアでその軽減を図れる方法があ

るかないかは勉強していきたいと思いますが。

それはどういいますか、うそはつきません。下がった場合は、はい、よろしく
お願いします。

鈴木議員 議員。

西澤清正議長 次の質問。

鈴木議員 うそはつかないという町長の答弁を信頼をしたいと思います。

次に、奨学資金の問題に参ります。

先ほど教育長のほうから説明がありました。ありがとうございます。ただ、スタートするこの社会的養護を必要とする学生2,800人を対象に先行実施されるわけですが、奨学資金を受けている方の率からいえば、おおよそ0.35%なんです。2018年度で2万人規模に拡大されますが、これで2.5%。率で言えば、わずかなんですよね。

ところが、諸外国見ますと、アメリカは48%、イギリスが49%、ドイツが25%、フランスが35%という給付型の状況にあるわけです。年々拡大をされていくだろうとは私も期待をいたしますが、こういう状況だということをまず申し上げておきたい。

私が再度、三たび、この質問をいたしましたのは、12月議会で奨学金を受けている学生の実態を幾つかご紹介をし、教育長に教育的な立場からこのような実態についてどのような認識を持っておられるのかと質問をいたしました。私は2分の1近くの大学生が奨学金を借りざるを得ない。学校を卒業しても20年、30年返していかなければならない教育ローン。憲法に保障されている学びの均等が本当に保障されているのかどうか。学びたいときに学べる、そういう仕組みをつくっていく必要があるのではないか。私はそのような状況に心を非常に痛めるが、教育長は心を痛められないのかという質問をさせていただきました。

教育長はどう答えられたか。こう答えられています。「失礼ながら」——失礼ながらとおっしゃっている。「失礼ながら、例に出されたのは、美術系の大学で非常に予算も要るから」と。あたかも、言葉は悪いですが、美術系は学費が高いのだから仕方がないでしょう。そのぐらいかかるんでしょう。ともとれる答弁でした。私は非常にがっかりいたしました。

普通の大学生の実態はさまざまで、今、新聞に紹介されていますからもう紹介する必要もないと思います。

私が申し上げたいのは、豊郷の教育に責任を持っていただく長、リーダーとして、今子どもたちが置かれているそのような実態について、教育長がどういう認識を持っておられるのか。これは今後、豊郷の教育を進めていく場合に非常に大

事だと思っから、再度お聞きをしているんです。そういう実態について、先ほど今、奨学生の実態を申し上げましたが、教育長の答弁をお願いしたいのと。

2つ目は、先ほど進学者数の報告がありました、よくわからなかったのは、大学の進学率から想定してということでしたから、例えば26年だと60%で大学進学率がこの年五十数%だから豊郷町では33人ぐらいじゃないかと、こういう数字なんですか。こういう数字ならば、これは非常にでたらめな回答だと思いますよ。でなければ、説明をしていただけたらと思いますよ。

先ほどの説明は、大学の進学率から想定してこれぐらいだろうとおっしゃった。まず、そういう数字なのかどうか。もしそういう数字ならば、それは非常にでたらめな数字だと思いますよ。

申し上げておきますけど、例えば前の横井教育長、昨年9月議会で、平成24年度の4年制大学進学者が何人、短大が何人、豊郷町からの4年生大学進学者数、短大、専門学校、具体的な数字を明らかにされたんですよ。12月議会で教育長は、各課と連携をして把握をしたいと答えられたから、どう把握されましたかという質問をしたんですよ。抽象論の大学進学者数言ってこられたら、質問しませんよ。答弁を願います。

教 育 長 議長。

西澤清正議長 堤教育長。

教 育 長 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、私の12月議会でもっての大学へ進んでいる子どもたちが心苦しくないのかというご質問いただきまして、確かに美術大学でしたのでちょっと私も言い方が不適切だったかなと思います。

その後、私自身も奨学資金の子どもたちにすごく関心を持って、マスコミ等を見ていました。その中でちょっとお聞きいただきたいんですけど、新聞にこういうふうに書いていました。これが僕は一番つらかったです。よろしいでしょうか。

「高校3年の女子、大学進学のため奨学金を申し込みましたが、だめでした。父には大学なんか行かなくていい、働けと言われてます。両親の収入が基準を上回ったため、選考から漏れてしまいました。しかし、母は今は病気で自宅療養となり、実際に家計に入る収入は減っています。父は毎月同居する祖父母にも生活費を渡しており、苦しい状況です。」、これ云々とあるんですけど。

私、この新聞記事を見せていただきまして、改めて今の若者たちが夢と希望を持って大学に進める、安心して進める社会というのは本当に必要だなということを痛感しました。

そんな中で、先ほどのご指摘の件であります、各課と進めて把握するという

ことですが、僕はこれは高校へ電話させてもらったら、個々の状況について、個々の子どもがどこの大学、短大あるいは高専、専門学校へ行くというところまでお答えするということは、子どものプライバシーに係る部分なので、それはどうなのかという返事をいただいて、僕は確かにそうだなということを思いました。

で、県のほうの、僕は豊郷の子どもたちも同じ率で大学、短大、専門学校へ行っているのではないかと、推測をさせていただきまして、県のほうの25年度の大学等への進学率が55.8%、そして26年度が55.5%、そして27年度が55%というところからすると、豊郷の子どもたちも同じように大体55%、約半数の子どもたちは何らかの高校以上の学校へ行っているだろうと、こういうことで導き出させていただきました。

これは個々を突きとめていくと、例えば豊郷から、既に中学校から高校へ行く場合でも、県内に行っている子もいますし、あるいは県外へ行っている子、また小学校からでも県内の他の私立の中学校へ行っているお子さんもおられます。でも、そういった個々を人数が少ないといえども追跡していくというのは、ある意味、高校までは先ほどの私お話しさせていただきましたように、高校まではやはり卒業してもらおう、そこはもう連携をとりながら子どもたちの様子を見ていくのが僕はもう、これはもうしかりだなということを思います。

しかし、鈴木議員の先ほど言われましたように、個々というところ辺までは僕はそこはちょっと難しい状況だなということをご理解いただければなと思います。

以上です。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 再々質問。

鈴木議員 大学奨学金を受給している子どもたちの厳しい状況について、教育長と状況が認識を共有できたのは大変うれしいと思います。そういう子どもたちが本当に学べるように、豊郷でも何らかの手当てをしていただければというのが私の思いです。

それから、具体的な把握については、もう少しどうすればいいのか、また詰めていただきたいということをお願いを申し上げておきます。

最後に、先日行われました米原市長選挙で3期目の当選をされた平尾市長、と一緒に仕事をしたことが県であるんですが、公約で条件つきで給付型の大学奨学金をつくりたいということを彼公約しました。当選後も何としてもこの給付型奨学金制度を実現したいというふうに強い意欲を語っておられました。

今、教育長からもありましたような、そういう子どもたちの本当に学びたい。

私のところもひとり親ですから、祖父母が、私たちがかなり面倒見なけりゃならない非常に厳しい状況にあります。なおさら思います。

私がここでずっと言ってるのは、せめてその大学奨学金制度をまず検討すべきじゃないかと申し上げていません。例えば今年度、来年度から実施される2.8、また2.5、その上の例えばボーダーラインの子どもたちでも拾える、そういう奨学資金を教育長並びに町長の強いリーダーシップでまず検討していただけないかということをお求めますが、回答をお願いいたします。

教 育 長 議長。

西澤清正議長 堤教育長。

教 育 長 鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど言われましたように、県下でもって自治体では多分、初のマニフェスト、取り組みではないかと思っておりますので、そのところはこちらも、私のほうも注視していきたいと思っています。それでもって、今後の方策等につきまして、は町長部局等と検討していくことかなということを思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

鈴 木 議 員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴 木 議 員 きょうは比較的前向きな回答が続きまして、大変うれしいなど。いや、率直な希望は。希望、やっぱり若者でも大人でも先が見える、希望が見えるというのは雪が解けて晴れてきていますが非常に晴々として。

最後に質問いたします。

きょうはこれまで首長、町長や教育長のリーダーとしての決断力や指導力について質問をさせていただきました。全ての町民の人権が守られる地域社会をつくっていく上で問われるのは、リーダーの人権認識だと私は考えています。その組織は、その組織の長の意向が反映する。これはもう自明の理であります。

そこで町長に質問をさせていただきます。昨年12月23日付で発行人堀常一氏の名前で、「住民の目で町政を見守り続けます」というチラシが各新聞に折り込まれました。

それによりますと、昨年4月の町長選挙における対立候補——伊藤町長のことですが——の応援演説で、堀氏の名誉を傷つけたとして名誉毀損で損害賠償が報じられたとの記事でありました。私はもちろん、裁判について言及するつもりはいささかもありません。

町長にお尋ねしたいのは、町長への応援演説が名誉毀損になったということらしいのでありますから、どういう状況でそういうことになったのか。また、その

応援演説が制止されなかったのかと非常に素朴な疑問を私持ちました。

町長のお考えをお聞きしたいと思います。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 8番、鈴木議員さんの再質問にお答えいたします。

私もどういう内容か、それは知り得ません。ただ、ちょっと不穏当発言があったさかいいうて、その違う会場に行っておりましたので、それで即電話してやめていただくようにということで電話はさせていただきました。

後の裁判の内容は一切わかりませんので、しっかりとやっぱりわかったことの中でないと、またいろんな問題が起こってくると思いますので、私の知る限りはそれだけです。

以上です。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 再々質問。

鈴木議員 不穏当発言という、確かにそうだと思いますが。

そうすると、今の町長、これは確認ですが、不穏当発言があった席にはそのとき町長おられなかったと。今のことから。後でそういうことをお聞きになったので、それはやめていただきたいということを町長のほうから申されたということで、それが事実だということで、これは後でもう一度確認をさせておいてください。

なぜこういうことを申し上げたかといいますと、先ほどの副町長の件でも申し上げましたが、実は議会だよりに、一番新しい議会だよりに、北川議員への辞職勧告決議が掲載されました。それを読んだ何人かの方から、私のところに質問がありまして、買い物をしていたら捕まったり、いろんなケースがあったんですが。

そのときに、あれはどういうことなんやという質問がありましたもので、いや、こういうことだったらしいというふうに私も説明をしたんですが。

これは私が言っておるわけじゃないんですが、「これはやっぱりそのときに伊藤さん、とめなあかんかったん違うんか」と言う方がおられましたので、それでもう一度どうなったのかなと。いや、そういう話が。先ほど副町長の件と一緒にすよ。紹介しとるんですが。

私は、先ほども申し上げましたけれども、組織というのは、これから町民や町職員の人権感覚、人権認識を向上させていくには、やはりリーダーのそういう感覚、認識が問われると思います。

先ほど教育長のほうからも受給資格についての非常にそういう心を痛めてい

るという回答もいただきました。そのことが一番大事じゃないかと思われまので、町長にその点だけ最後にお伺いをしておきます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えします。

その会場の方から私に携帯に、この方がちょっと不穏当的な発言があったということで。それで、即、だったらやめてもらってくれということで、折り返し電話をいたしたところであります。

内容は私は行っておりませんので詳しくはわかりません。裁判の内容もわかりません。

以上でございます。

西澤清正議長 10分間、40分から再開します。暫時休憩します。

(午前10時31分 休憩)

(午前10時41分 再開)

西澤清正議長 それでは、再開します。

北川和利議員から、ちょっと急用ができたということでちょっと抜けさせていただきますとの報告がございました。

それでは、西澤博一君の質問を許可します。

西澤博一議員 議長。

西澤清正議長 西澤博一君。

西澤博一議員 それでは、一般質問させていただきます。

学校給食の食中毒発生時の対応はということ。

和歌山県御坊市と日高町の計15の公立幼稚園と小中学校700人以上の下痢、腹痛症状の集団食中毒が発生しました。

また、福井県若狭町でも8つの小中学校で食中毒が2016年5月に起こったことを報道等で知ったが、食中毒発生を防ぐためにどのような対応をとられているのか。

また、もしこのような事態が発生した場合、町としてはどのような対応をとるのか、答弁を求めます。

教育次長 議長。

西澤清正議長 岩崎教育次長。

教育次長 それでは、西澤博一議員の学校給食の食中毒発生時の対応はということにお答えいたします。

小学校、中学校とも学校給食の衛生管理マニュアルに基づいて、安全・安心の給食提供を徹底しております。

小学校は、食中毒の大きな原因となるお肉、魚につきましては切り身やカット済みを使用して、給食室での下処理を不要にし、2次感染を防ぐようにしております。

中学校の給食はセンターですので、給食センターでは、下処理、調理とそれぞれの作業空間を間仕切りにし、衛生の徹底を図っておられます。

食材点検は年3回、6月、10月、2月、施設衛生検査につきましては学期ごとに行い、学校薬剤師に依頼しております。

ノロウイルス検査は、10月から3月の毎月1回。糞便検査は月2回、24回行っております。

各検査につきましては義務づけられております。

万が一食中毒が発生した場合には、食中毒発生時の緊急連絡体制のマニュアルに基づき対処することとなっております。

以上です。よろしく申し上げます。

西澤博一議員

議長。

西澤清正議長

再質問。西澤博一議員。

西澤博一議員

それでは、再質問させていただきます。

今詳しく言っただきまして、ありがとうございます。

それで、まず、何点か再質問をさせていただきます。

食中毒が発生された場合に学校の対応、校内における対応、また緊急の連絡等があると思います。それが1点と。

そして、学校における対応の方法、確認すべき状況とか、確認方法、また本人への対応とか、教職員の連絡、関係機関の連絡、共同調理員の連絡等があると思います。

もう1点は、共同調理場の対応がどのような対応になっているのか。

そしてまた、町教育委員会のそういう発生が起こった場合にはどのような対応をとっておられるのか、答弁を願います。

教育次長

議長。

西澤清正議長

岩崎教育次長。

教育次長

西澤議員の再質問にお答えいたします。

緊急連絡体制のマニュアルというものがございます。それに伴いまして、校内では発生しましたら、それを教育委員会、保健所、県、それぞれに連絡をします。それに伴いまして、また保護者等の詳しい連絡等もございまして、体制マニュアル

ルも連絡網が複雑化しております。

そして、教育委員会での対応といたしまして、決定するのは教育委員会というふうになっておりまして、即座、学校からの連絡が来ましたら、それを学校は保健所、教育委員会、県に連絡するわけですが、それに伴いまして、教育委員会は中止にするか、それともどうするかという判断を教育委員会ですということになっております。

共同調理場の対応と学校の対応等は同じようなマニュアル形式になっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

西澤博一議員

議長。

西澤清正議長

再々質問。

西澤博一議員

そうしますと、学校の中では万が一、そういうようなことがあった場合は、一応その中に校内にそういう体制の図式というか、そういうような形を表示というか、明示されているでよろしいんですね、これは。

こういうような形では県からのあれがあるんですけども。

そして、もう1点、やはりこれは、今うちの町は今までから食中毒というのは私の記憶するところにはありません。これからもないように祈っております。まずないやろうと思います。

その上で、緊急の場合、起こったときにやはりどうしてもそういう汚い言葉でうろが来るといふか、どうしたらいいのかなというようなことがあろうと思います。やっぱりその中で学校の中においても、そういうような緊急体制は常時、緊張感をもってやっていただきたいと存じます。

その中で、学校の食中毒があった場合とか、また家庭の中で保護者からの児童が食中毒の症状があらわれたという連絡があった場合には、それも同じような対応をとっておられるのか、お聞きしたいと思います。

もう1点は、この間も、この間いふか、先ほどの最初の質問のときにもノロウイルスの関係があろうと思います。それもやはり職場の現場の中で、絶えずそういうような衛生管理等はやっておられると思いますけれども、そんなことも含めて、やはり安全面と食材等々もあると思いますけれども、そんなものに対しては厳重にといふか、厳しくしていただきたいと。今後、こういうようなことがないやろうと思いますけれども、あった場合にやはり迅速に対応できるという状況が一番大事でないかなと私は思うんです。

今次長述べられたように、食中毒の発生時の緊急連絡体制というのは、恐らく学校等々では絶えず職員会議等で月に1回か2回かは職員会議の中でお話をさ

れていると思いますので、やっぱりそういうような点についても徹底していただきたいと思います。

以上、答弁を求めます。

教 育 長 議長。

西澤清正議長 堤教育長。

教 育 長 西澤議員の再々質問にお答えいたしたいと思います。

学校で食中毒があつてはならないということで、それぞれ緊張感をもって、職員あるいは学校等日々勤務しているところであります。私たちもふだんマスコミに流れるそういった食中毒には大変関心を持っております。

最近では、彦根の城東小学校がということがありました。そういった部分の対応の仕方等もあるんですけど、先ほど言われましたように、学校であった場合と家庭からというところ辺で、一番に学校で気をつけなければいけないのは、犯人探し。俗に言う犯人探し。誰がというところになってくると、非常に子どもたちからすると、やっぱり私たちからしても人権問題に発展する可能性がありますので、そのところは非常に慎重に、かつ丁寧に対応をしていかないと、後々大きな遺恨を残すんじゃないかなということを思っています。

先ほどの家庭からということであれば、やはりそれは教育委員会といたしましては学校から報告を受けたら、保健所等々、あるいはそれぞれの医師が、校医の先生がおられますので、と相談しながら校内での対応を進めていきたいと思えます。個々の子どもたちについては担任を中心にフォローもしていきながらしていかなければいけないと、こういうふうにして思っています。

以上です。

西澤博一議員 議長。

西澤清正議長 次の質問。

西澤博一議員 先ほど鈴木勉市議員から前向きな検討をいただいたということがありますので、これから私も質問させていただきますけど、よろしく願いいたします。

農業者の所得向上と地域の活性化ということで。

水田農業が主体の本町農業は、大幅な米価下落に加えて、26年産米から米の直接支払交付金の半減等によって農業経営の継続が脅かされ、また近年においては、肥料、資材等の高騰で経営面で深刻な状況に置かれている。そこで、認定農業者等の所得向上と地域の活性化に向けた取り組みを進める必要があるのではないかと。町単独事業として取り組む考えはないか、答弁を求めます。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 土田産業振興課長。

産業振興課長

7番、西澤議員の一般質問にお答えいたします。

農業者の所得の向上と地域の活性化とのご質問でございますが、本町におきま
す農業は、米、麦、大豆の土地利用型作物が中心であります。米価下落等の影響
を受ける中、農業経営の安定化を図るため、米の直接支払交付金半減等によって
減収にならないように収入保険制度を創設し、水稲と園芸作物といった複合経営
による転換が必要不可欠となっております。このため、本町としましては、その
他作物について県、JA等と連携して、特に秋冬野菜については推進をしている
ところでございます。

また、認定農業者制度は農業者自身が自己の経営目標とそれを実現するための
経営改善方策を明確にすることを目的としまして、農政転換の中で今後の農業経
営目標を明確にすることが今まで以上に重要と考えます。ですので、今後とも認
定農業者の支援に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

西澤博一議員

議長。

西澤清正議長

再々質問。

西澤博一議員

今回、土田課長が退職されるようなことをお聞きしましたので、最後に質問に
なりますけれども、前向きな回答をよろしくお願ひしたいと思います。

今、農業のことですけれども、やはり農業というのはいろんな補助金等があり
ます。また、年々施策はころころ変わるので、農業に従事している方々はやはり
混迷するか、いろいろなことで困っている部分がたくさんあります。その中で、
やはり本町といたしましても、豊郷町もそういう農業所得を上げるに当たって、
やはりそれは個々の認定農業者等の人が努力するのがまず第一であると思
います。

そういうような上で、今、一つの提案なんですけれども、これは町長にもお聞
きしたいんですけれども、よその県でちょっと調べさせてもらったんですけれど
も、茨城県のほうなんですけれども、米の専用のプレミアム券を発行している
ところがありました。それで、町の単独事業として町内で米をこしらえている方々
の所得の向上というか、そういうようなものを発行してはどうかと私自身、個人
的に考えております。また、少しでも豊郷町の米を町内の方にも買ってもらうよ
うに、それについての米専用のプレミアム券の発行をしたらどうかなというふう
に思います。これが豊郷町内の消費の拡大とまた農業者の所得向上と地域の活
性化にもつながるのではないのかなと私自身は思っております。その点について答
弁を求めます。

伊藤町長

議長。

西澤清正議長

伊藤町長。

伊藤町長

それでは、7番、西澤議員さんの再質問にお答えいたします。

今現在で町のほうでふるさと納税制度で米のほうも認定農家さん、そして法人等も出させていただいております。そういった中でそこそこはけていきますと、プレミアムもついてくるとは思います。

それともう一つ、この茨城県、たしか私が記憶しているのは、これはサッカーのJリーグとタイアップしているんじゃないかなという、それもはざがけで栽培して、1俵3万円。生産者には3万円入りませんが、約1万円ちょっとはそのJリーグのチームのほうへ行って、2万円ちょっと切れるぐらいが生産者のほうに入っていくと、そういうような制度だと私は思うんですけど。地域の中で農業も支援し、そしてまた、そのJリーグのサッカーチームを支援していこうという、これ県挙げてやっているものだと思っております。

豊郷にも滋賀県が挙げて、全県挙げてやっていくという、それはちょっと私、知事ともしゃべったことがあります。そういうものがあればしっかりと対応してまいりたい、このように考えております。

まずは、ただ、この前、雑誌とか載りましたですけれども、いろんな状況の中で風評被害が出ますと一瞬にして地域の農産物は疲弊しておりますので、そこらしっかりと生産者ともども、我々行政がどのような形で国、県の施策を伝達し、ともに頑張れるかというのがまず、そこらしっかり押さえてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

西澤清正議長

再質問。

西澤博一議員

結構です。

西澤清正議長

次の質問。

西澤博一議員

地方創生事業の今後を問うということで。

平成28年2月に豊郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、地方創生事業が進められております。現在、4つの基本目標に基づいて事業が行われているが、現在の状況と今後の予定について答弁を求めます。

企画振興課長

議長。

西澤清正議長

山口企画振興課長。

企画振興課長

7番、西澤議員のご質問にお答えいたします。

地方創生の各事業につきましては、議員ご指摘のとおり、総合戦略の4つの基本目標に沿って事業を行っているところでございます。

1つ目の基本目標の「特産物や「ひと」を活かす産業振興」では、農業の担い手支援事業等を。

2つ目の「豊郷町への人の流れをつくる」では、空き家対策事業やふるさと納税推進事業、地域カレッジ開催事業等を。

3つ目の「豊郷で結婚・出産・子育てする人を支援する」では、学童保育運営事業や福祉医療費助成事業等など、従来から行っている事業に加え、年度途中からであります。結婚新生活支援事業等の開始を行っているところでございます。

4つ目の「資源を活かした交流と、いきいき安心な暮らしづくりを進める」では、愛のりタクシー運行事業等を行っているところでございます。

ほかにもいろいろな事業を行っておりますが、年度末にKPIを取りまとめ、進捗状況を有識者会議で評価していただく予定でいるところでございます。

今後の予定といたしましては、今議会に上程しております来年度当初予算にも定住自立圏内で協力して行う婚活事業や、結婚支援事業や、夢の教室開催事業等の新規事業等の地方創生ビジョンであります地方への人の流れをつくるや、若い世代のファミリープランの実現等を視野に入れた取り組みをより一層推進していく予定でありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

西澤博一議員 議長。

西澤清正議長 再質問。

西澤博一議員 地方創生ということで、今回、新事業でインバウンドですか、予算がついておりました。その中で全国的にインバウンドが観光で注目されております。観光客をふやすために、人材の育成、受入体制の整備だけではなく、外国人にとって魅力的なプログラムの開発や町内の観光の情報に対応した形で発信することが求められるのではないかと思います。

また、役場だけではなく、町内の各機関と連携して事業を行うことが集客につながると思いますが、今後、どのような取り組みを考えているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

もう1点ですけれども、地方創生に関連して国の補助金制度が拡充されておりますが、補助制度の活用は十分検討した上でできているのか。また、活用できる補助金があるのはよろしいですけれども、国の制度のままでは町の実情に合わないということも考えられるのではないかと思います。

また、町独自で制度を拡充するなど、少しでも成果が出るような努力をすべきではないのかなと私自身は思っております。

3点目ですけれども、地方創生事業の実態については、実施に当たって一部の課に負担をかけるのではなく、町全体で考えて事業を行う必要があると思うが、現在の職員の体制で十分な事業はできているのかという疑問点も持っております。

す。

例えばインバウンドについても企画振興課で議案等の中身をまた施策をされたと思います。私自身そう思っています。それを今回はインバウンド事業では産業振興課のほうにやると。産業振興課のほうでは、空き家対策の今度はインバウンド事業の予算がついていますけれども、それについての内容等はやはり把握しておられるのかということも思っております。

インバウンドは外国から来られた方に対してのいろんな施策等もあるし、空き家対策等もあります。しかし、いろんな国の方が来られた場合に、やはり語学のこともあるのではないかと。イギリス人もあれば、英語もあれば、韓国語も中国語もあるのではないのかなと私は思うんですけれども、それについての対応はできるのかと思うんですが。

企画で計画立案をされるときに、そういうような部分については、その課に丸投げされているのかと。いや、これは違うんやと。いや、各課で議論をして、すり合わせてこういうような企画立案を立てているんだと、あるのであれば、そのような答弁をしていただいても結構なんですけど、その点についてはどうでございますか。

企画振興課長

議長。

西澤清正議長

山口企画振興課長。

企画振興課長

3点ほどご質問いただいたんですけど。

まず、今後の地方創生の大きな取り組みということですけども、先ほどインバウンドの話も出ましたけれども、交付金事業といたしまして、今回は空き家バンク構築に、空き家による子育て、インバウンド事業計画があります。

それから、COOLとよさととしまして豊郷地域活性化事業の中の豊郷あかねをやっているところでございます。

また、あと特にですけども、ふるさと納税推進事業におきましては、昨年の10月から返礼品制度を導入しましたところ、昨日もご報告いたしました。5,400万円の寄附をいただいているところでございますが、この寄附者からの使い道の指定によりまして、総合戦略の基本目標に充て、例えば子育て世代の支援の予算増加を図ったり、二次的効果を期待しているものでございます。

ふるさと納税により、今後、ますます本町及び本町地元特産品のPR、販路拡大、観光客誘致、移住定住の促進など、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次にですけども、町全体で協議という話が出たと思うんですけども、平成28年度提案につきましては、まち・ひと・しごと創生推進会議、これ、いわ

ゆる庁内の庁内会議ですけれども、各課からの事業提案を募集し、ヒアリングを行い、推進交付金の対象となるものを事業提案したところでございます。

先ほどのインバウンドについても産業振興課からの事業提案によるものでございます。

今後も各課からの提案を募集しつつ、推進委員会からのご意見を参考にしながら、事業を展開してまいりたいと考えているところでございます。

次に、国の補助金の話ですけれども、議員おっしゃるように、国の推進交付金については非常に貴重な財源でありますけれども、そもそも地方創生につきましては推進交付金のための施策ではなく、交付金のために無理に行う事業については持続的な社会ではなく、翌々後年度への負担が生じると思われまいます。しかしながら、町が企画する地方創生と交付金がマッチできるような施策を今後も検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

西澤博一議員

議長。

西澤清正議長

再々質問。

西澤博一議員

地方創生の話ですけれども、どっちなか言うと私どもの町は今、旧の豊郷小学校、又十屋敷等々があります。また地域の地方創生というか、やはり去年も町長と京都の滋賀県人会の江州音頭に行ってまいりました。あれは、京都市の滋賀県の人主催というふうには思っているんですけども。

しかし、江州音頭の発祥地と言うならば、やっぱりうちの町としましても町として、やはりそういうようなことも一つの大規模な江州音頭の発祥地やというアピールする意味でも、そういうようなことはひとつ考えるべきではないのかなと私自身は思いました。

もう1点ですけれども、これはどこの滋賀県でも日野町でもあちこちに、きょうの新聞にも載っておりましたけれども、ひな人形のイベントとかやっておりますわね。豊栄のさとの年間の使用料が58万円とかいうのもありましたので、せっかくそういう立派な豊栄のさとの施設がありますので、畳の部屋もありますので、そういうところも利用して、町内から、うちのおひなさまもずっと家の中で隠れたままで出していませんけれども、そういうようなものをやっぱり募集して、そこへ展示するとか、見に来てもらうこととか、また5月には鯉のぼりがありますので、5月人形もそういう地域の活性化に結びつけられるような事業とかが必要でないのかなと思うんです。

やはりそういうようなことをすることによって、多少、10人か20人しか来られなくても、やはり友達も誘いながら展示に来ていただければ、その中でまた

農産物も販売等も考えられるのではないのかなと私自身は思っております。

もう1点なんですけれども、豊郷には社寺仏閣があります。また、その神社を利用したイベントというか、私自身が考えて思って、こんなことがいいかなと思うのは、やはり多賀大社で還暦の人の餅まき会がありますよね。あれでやっているんですけれども、うちの町においても各神社がありますので、そういうような神社をお借りしながら、そういうようなイベントも一つの地域の活性化というか、地方創生とは言わないけれども、地域の活性化に結びつく一つのきっかけになるのではないのかなと私自身は思うんですけれども、その点について町長の答弁を求めます。

伊藤町長 議長

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、7番、西澤議員さんの再々質問にお答えいたします。

江州音頭の発祥の地ということで、地方創生の場合は新しい事業という形になってきます。そういったことを、これは継続的なものですが、これはずっと保存会の中で活動していて、いかにこれを広げていくか。若い世代に伝承していくかと。そういうようなのが課題であって、これも一つ職員のほうから上がってきておりまして。ただ、この地方創生には乗らないという状況でもございます。

それとひな人形、これも八幡並びに日野でやっておりますので、これも地方創生には乗りづらい。しかしながら、現在、旧豊小のあちらにあります。あれは京都の宝泉寺にあれの少し大きいのがあって、その次ぐらいであるという大変貴重なものですから、そういった形の中で観光振興なんか図っていければという思いもございます。

それと、3点目の神社仏閣ですけれども、これは一番問題は唯念寺の開放があればというのは前から申しておりますけど、そういう形であればいいなというのがあります。ただ、餅まき等云々につきましては、なかなかこれはいろいろな問題がございますので、町がかかる状況はちょっと難しいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

西澤清正議長 続きまして、今村恵美子議員の質問を許可します。

今村議員 議長、12番。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 私は、一問一答で質問をさせていただきます。

まず、1点目です。

改良住宅譲渡事業の促進を町長にお尋ねいたします。

現在、改良住宅の譲渡事業が進められていますが、早期に建設された分離不能

型改良住宅の譲渡はまだ手つかずの状態です。入居者の高齢化も進み、早く譲渡をすることがこの事業の目的にも合致しています。譲渡希望の入居者に対して契約、譲渡と早期に取り組みを求めますが、見解を伺います。

人権政策課長 議長。

西澤清正議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 それでは、12番、今村議員の改良住宅譲渡事業の促進をについてお答えさせていただきます。

改良住宅譲渡事業については、平成20年度から取り組んできまして、平成23年度の5戸に続きまして譲渡要件の緩和に向けて粘り強く国に働きかけた結果、大幅な条件緩和が行われ、平成28年度で42戸の譲渡契約が締結され、分離工事と境界線工事等が終了したところでございます。

また、新たに向台団地2軒と長池、高野瀬団地それぞれ1軒、合わせて4軒の方から譲渡要望書をいただき、国の認可がおりましたので、この4軒について譲渡契約を進めていく予定であります。

なお、今後の譲渡に向けましては、長池、向台団地などの早期譲渡を希望されている方に対して、早急に譲渡要望書を取りまとめた上で、国の認可申請に向けた取り組みを進めていく予定であります。

なお、現在、改良住宅境界線工事等に関する特別委員会で論議がなされているところでもありますので、その結果を踏まえた上で譲渡希望者にも説明責任を果たしていきたいと考えております。

以上です。

今村議員 議長。

西澤清正議長 再質問。

今村議員 今は譲渡の実績だけをお聞きしましたが、私の質問は、長池団地、また高野瀬団地にある分離不能型の住宅の譲渡を促進するために早期に取り組んでほしいというお話なんですけれども。今年度、29年度で高野瀬団地と長池団地の分離不能型の住居譲渡希望者の人数をどう把握されているのか。また、この人たちに対しての対応は29年度でどうされるのか、ちょっと説明してください。

人権政策課長 議長。

西澤清正議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の再質問にお答えいたします。

分離不能型の譲渡につきましては、何件か問い合わせがありまして、お話を聞かせていただいております。ただ、ご存じのように、分離不能型については壁1枚でございまして、それぞれの両方の方が譲渡を希望された上で、また協定書を

結んでいただいて、両方同時に契約をしないとなかなか譲渡ができないという状況もあります。

国のほうでは片側譲渡につきましてもオーケーをいただいておりますが、ただ、片方が町の空き家である場合という形でありましたらそれも可能ですけれども、両方がそれぞれ別々の他人同士の方が住んでおられる場合にはなかなか両方の合意が得られないという形で難しいというふうに考えております。

今年度の進捗状況というか、譲渡の進め方につきましては、現在、予算で22戸の譲渡の予算を計上しておりますが、その部分につきましても現在、譲渡可能な部分の残りの部分を今年度進めていきたいというふうに考えておまして、その後、また分離不能の方につきましては転居希望、要するに空き家がありますので、そこらに転居してもいいよという方がおられました場合には、あっせんをした中で移り住んでいただくと。

また、公営住宅にも政策空き家として2戸確保しておりますので、その部分にもし移り住んでいただける方がおられましたら、そちらに移り住んでいただくかを考える中でまた進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

今 村 議 員

議長。

西澤清正議長

再々質問。

今 村 議 員

この改良住宅譲渡事業というのは、町が同和対策事業ということで町の一大事業として行われてきた事業の中で、関係地区住民の方で自宅、地所を提供されて、この事業協力者の代替として改良住宅を設計し、そこに入居していただいていた経緯があります。

それで、その入居された方にとっては、その分離型、分離不能型という選択余地はなかったわけです。でも、最初、その事業が始まった当初は、分離不能型が先に先行されて、建設されたという経緯からいけば、そういう入居された方は既に随分高齢化しています。

でも、そういった中でも入居を希望されている方は、本来でしたらその人たちを優先的にやるのが町のこの譲渡事業の最優先課題だと私は考えています。町が今分離しやすい、やりやすいほうから、私から言えばご都合主義的な形で譲渡事業が進められたら、本来必要としている、分離不能型の一番早期の事業にも協力されてきた方たちですよ。そういった人たちが一番最後まで放り出されているという今の状況は、非常にこれは問題があると考えていますので、私は29年度、そういう希望者に対して、また分離不能型の全世帯に対してはちゃんとしたやっぱり町の方針なり、29年度でできる範囲はどういう方針になったらできますと

いうのをはっきり提示されることを求めたいと思いますけれども、29年度の町のこの事業執行に係る入居者、関係入居者に対する説明会を開くべきだと思いますが、いかがですか。

人権政策課長 議長。

西澤清正議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 それでは、今村議員の再々質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、当初協力された方については、分離不能型、また分離可能型を選ぶ余地がございました。分離不能型にまず入居していただいて、後で分離可能型ができたという経過があります。まずそこから始めよというご指摘はそのとおりでございますが、ただ、二、三話を聞かせてもらっている方につきましては、早う譲渡はしてほしいと。ただ、うちが譲渡を受けた場合に、隣が譲渡を受けないということになりますと、うちは譲渡を受けたけれども、その建てかえもできへん、リフォームもできないという形になるので、どういう形でこれが進めていったらいいのかなということで苦慮をしているというふうな話がありました。

今後につきましては、そういう方も含めまして、まず皆さんのアンケート等でご意向を伺いまして、またどういう形に進めたらいいのかなというところ辺を検討していきたいというふうに思います。

今村議員 説明会をしてくださいというふうに今言いましたでしょう。説明会をしないんですか。その点ちゃんと答えてください。

人権政策課長 アンケートを行った結果、説明会等のご要望がありましたら、また進めていきたいなというふうに思います。

今村議員 要望じゃないんです。説明会はその後にしかなないという言い方ですね、それでは。

人権政策課長 まずアンケートをさせていただきたいと思います。

今村議員 議長。

西澤清正議長 次の質問。

今村議員 続きまして、待機児童解消へ。町長に伺います。

町立保育園の待機児童を解消するためには、保育園独自の調理室が必要です。そこで、現在使われていない、かつてのデイサービス施設の中で使用していた浴場部分を改修して、保育園の調理室をつくり、ゼロ歳児などの給食の対応をすることが、今後、待機児童をつくらず、豊郷町で安心して就労しながら子育てを保障していく手だてと考えますが、答弁を求めます。

教育次長 議長。

西澤清正議長 岩崎教育次長。

教育次長 今村議員の質問にお答えいたします。

町立保育園の待機児童を解消するために、かつてのデイサービスで使用していた浴場部分を改修し、保育園の調理室をとのことでありますが、今のところ、改修は考えておりません。待機児童の解消という形から考えてみますと、今のところ、待機児童はゼロ人です。ということから考えていないということです。よろしくお願いたします。

今村議員 議長。

西澤清正議長 再質問。

今村議員 次長に確認したいんですが、待機児童が今のところゼロという形で今答弁しましたけど、ことしの申し込みで29年度受け入れができないという申し込みはなかったんですか。私はあると聞いてますよ。

それと、待機児童というのいろいろな国の法律が変わりましたから、隠れ待機というのもあるんです。町内で入れたいけど、町内受け皿がなかったの町外のところをお願いしたとか、もうちょっと産休延ばそうとか、そういう苦労されている方もいるんですよ、現実には。それを全くないような話をされるのはちょっと認識が足りないんじゃないかと思います。

そういった中で、私がなぜ今回それを提案させていただいたかというのと、やっぱり豊郷町のこの子ども・子育て陽だまりプランで町が出している提案、これには子ども・子育てビジョン、基本理念というところで、この中にこの理念が、子ども・子育て支援法の趣旨である「一人一人が個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を整備する」。その次に、本町の保護者の意識も「子どもの成長・発達を優先しつつ、親の就労に配慮した子育て支援を充実する」というものであり、支援法の趣旨に準じるものとなっています。

だから、この町内の保護者がやっぱり子育て支援の充実をしてほしいと。待機児童をなくして、安心して共働きでも働き続けて、子育てもしたいと、こういう要求があるわけですよ。それに対して、前、次長は、保育園児のそういう特別な給食できないのかと言ったら、授乳室がない、調理室のそういった代替の施設部分がないとおっしゃいましたよね。でもね、あそこには老人デイサービス中につくったお風呂が2つあるんです。あそこは水回りがあるんですよ。今物置になっていますけどね。休憩室と物置にね。でも、あの一部を改修したら、そういった保育園の子どもたちの給食提供はできるんです。

あそこはちょうどいいことに床暖が入っているあのスペース、ああいうのはほ

んまに低年齢児が自由に遊べるスペースですよ。だから、そういったこともほんまにある施設を活用して考えるという姿勢を私持っていたきたいんです。これは町長にも申し上げたい。

そういった、今現在、既存の施設で頑張れば、豊郷でうちは高校卒業まで医療費無料化を提供させていただきたくて、本当に若い世帯が新興住宅地にも集まってきた喜んでおられます。確かに。でも、それを一貫性として持っていくためには、そういう子育て支援整備環境というのが必要なんです。その点に関して、私はこの問題は以前から申し上げていますが、必要があるから、殊、提案しているんですが、こういった改修を含めて、そういう待機児童の解消へと町として取り組むことに対して前向きな姿勢はないのかどうか、答弁を再度求めます。

教育次長 議長。

西澤清正議長 岩崎教育次長。

教育次長 今村議員の再質問にお答えします。

先ほど待機児童の人数の認識の関係なんですけれども、再度、担当課に確認をしました。そうしたところが、28年3月1日現在ではゼロ、29年度申請に当たりましても待機児童はないということで連絡を受けております。

今村議員が隠れ待機児童と言われましたけれども、自分の希望する保育園に入れないのでという方もいらっしゃいます。そういう方はカウントしておりません。育児延長であるため家で保育するという形の方も、それはカウントしておりませんので、よろしく願いいたします。

施設の関係ですけれども、やはり給食室をつくろうと思いますと、衛生面とかいろいろ管理面とか、いろいろなところ辺、一つつくろうと思いますといろんな観点から考えなければならぬということで、そういうことは一教育委員会、私の口から申し上げることでもないかと思えます。よろしく願いいたします。

今村議員 議長。次行きます。

西澤清正議長 次。

今村議員 もう要望しましたので、あとは町で考えてください。町長並びに教育委員会で。次に行きます。

町長にお尋ねいたします。

低所得者への家賃補助を。町営住宅の軒数は限られており、空きが出なくてなかなか当たらないというのが豊郷町の実態です。近年、民間賃貸住宅の空き室を活用して、自治体の子育て世代や高齢者など所得の低い住民に対し、家賃補助をする生活支援事業があります。豊郷町の低所得高齢者、また若年世帯に対して、この制度の導入を検討すべきと思いますが見解を伺います。

保健福祉課長 議長。

西澤清正議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員の低所得者への家賃補助をの質問にお答えをいたします。

現在、民間賃貸住宅に入居される方に対して家賃補助を行う制度としましては、生活困窮者自立支援制度の住宅確保給付金があります。ただし、この制度は離職などで経済的に困窮して住居を失ったか、またはそのおそれのある方、そして住宅確保給付金を支給することによって安定した住居の確保、就労の充実が図れるということで、支給対象となる条件としては65歳未満の方で離職前に生計を主に維持していた方、安定した就職への意思能力をもってハローワークに休職申し込みをされているなどのことが必要となってきます。議員がおっしゃる子育て世代や低所得高齢者の方がこの制度に合致するかといえば難しいものがあるかなと思います。

こうしたことから、町の見解はどうかということにつきましては、子育て世代や低所得高齢者に対する家賃補助につきましては、全国的に不足する公営住宅を補う取り組みとして、空いております民間住宅などを活用していくように、現在、国のほうで検討が進められているように聞いておりますので、今後の対応につきましては国の推移や県の動向等を注視して進めていくことになるものかと考えております。ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

今村議員 議長。

西澤清正議長 再質問。

今村議員 今のは既存のやつですよ。確かに豊郷でもハローワークからというので民間アパートに入ってきた方もいらっしゃいますわ。そういうのは現在の範囲の話なんです。

今、町営住宅で、私、低所得の高齢者という規定をやっぱり非課税の高齢者、年金控除を受けて非課税になる人ね。年収120万円未満、公的年金受けてね。あと所得がない人ですね。そういった方々が入った場合に、民間住宅でも豊郷町では安くても4万円以上かかるんですよ。生活費の中でもう半分近くが公益費含めて家賃に充当されてしまうんです。それを、だから公営住宅へ入りたいと言うんですけど、公営住宅の非課税の単身高齢者、非課税世帯の今の家賃は幾らですか。豊郷の場合。もう公営住宅法で所得の変動によって家賃は決定されているんです。だから、今の非課税で入っている方の家賃は幾らか、ちょっとそれを答弁してください。

それと、若者がね、若者世帯を国は控除少なくしたんです。年少扶養控除を減

らしまして、それまでは収入から年少扶養控除も所得税のときに引けたのが引けなくなって、税金上がったんですよ、基本的にはね。そういうお子さんを一生懸命、今少子化で育てても、子どもを産んでも、そういう控除が減らされるというような国の悪政の中で、やっぱりそれでも一生懸命子育てをしていただいているわけですよ。そういう人たちに対して、町が国が制度をつくるまで待とうなんて、そういうことを言う前に、積極的に全国の自治体ではこうやって公的支援をしましょうということ、自治体独自のそういう家賃助成をすること、自治体出てきてるんです。だから、うちは財源的にそれが非常に困難かといえば、決して困難じゃないと思う。だから、そこら辺もぜひやっぱり町として町民の果実である町財政をどう町民に返していくのかという観点で考えていただきたいと思っているんです。

さきに申しあげました非課税世帯の町営住宅の家賃をまずお聞きして、子育て世帯もそういった意味で困窮しているということで、これは町長に一応町長部局の問題で答弁求めています、課長でも町長でも答弁できると思いますので、答弁求めます。

人権政策課長 議長

西澤清正議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の再質問についてお答えします。

公営住宅の家賃ですけれども、低所得の最下位層という一番下の段の階層の方の家賃につきましては、2階建てで8,600円、3階建てで19,600円という形でなっております。そこから、所得に応じてランクづけをされておるという形で、先ほども話がありました高齢者の方については高齢者の部分の控除もありますので、そういう中で計算されていくという形でなっております。

以上です。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、12番、今村議員さんの再質問にお答えいたします。

いろいろおうちを持っておられる方も困っておられる方が、これは先日、私のほうに来られて、ああいう住宅に入っておられる方は何にも家賃さえ払ったら修繕もせんでいいと。わしら、家持って大変やと言って、不公平やという、そういう方もおられます。

町行政というのはやはりいろんな立場で見た中で公平に運営していくのが私は妥当だと思っておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いします。

今村議員 議長。

西澤清正議長 再々質問。

今村議員 住宅家賃、町営住宅の家賃、これは3階建て、新しくできた公営住宅以外のところは8,600円で、3階建ての改築されたところが19,600円ということなんですけど。その改築されたところでも19,600円しか取ってないわけですよ。

でも、こういうのを入りたいと思って申し込みされても、何遍も落ちてる方もいらっしやいます。そういうことを考えたら、町の施策として、町長はこの前も国保の首長会議のときに豊郷は低所得者が多いんやと。それは配慮してもらわなあかんみたいなインタビューで言うてはりましたよね。

私は、だから豊郷のやっぱり実態に合わせて、やっぱり必要などころには手だてを打つというのが私は豊郷の町行政の責務だと思うんです。

そして、今町長が答弁されました。持ち家の方からしたら、それ、その住宅の人は何もかもしてもらえてええわと。非常に問題発言ですよ。私、すごくそれって、住宅、町営住宅、また賃貸に住んでいる人に対する非常に町長の認識が私ちょっとおかしいんじゃないかなと一瞬思いました。それを聞いてて。

やっぱり住居というのは基本的な国民の権利なんですよ。どこに住もうが。どこに住もうが基本的に衣食住を人間的に暮らしていく生存権の中では権利としてあるわけ。憲法には書かれているんです。ですから、そういうその人の生活、収入数字に合わせて、やっぱり公営住宅ができた経緯というのも、低廉で、そして安全、そして清潔な住宅を提供していくというのが公営住宅法の趣旨にありますでしょう。それ、国民生活をやっぱりちゃんと生存権を保障していくためのその施策の一つなんですよ。

だから、そういう認識を持ってもらわないと、ちょっと今の発言聞いて残念だなと思いましたが、少なくとも民間賃貸住宅、町内である家賃に対して、低所得者に対しては、また若者世帯に対しては町としてのそういった、これは町独自の施策としてつくることができますが、もう一度聞きますが、現時点で町単独施策としてそういう家賃補助等の施策はつくるといことは考えておられませんか。再度。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 12番、今村議員さんの再々質問にお答えします。

私の発言したのは、そういう意味ではないです。持ち家でも大変苦勞しておられる方、修繕もしたいができない方もある。ほやけど、家賃払うてたら修繕もせんでもよいさかい、わしら持っているものにも支援はできないのかという、こう

いうことを言うてこられた方があったっていう。

誰もねじ曲げて、こういうような発言が問題やって。私は、持っていていろいろな立場の人が大変であるということを申し上げたのであって、ちょっと曲げて発言されると大変困惑して、もう答弁は控えないかんという、そういう思いもあります。

それとともに、同じ状況の方であればよろしいけど、それぞれいろんな状況がございます。高齢者で八十幾つで持ち家で一人で住んでおられる方です。そういう方もおられる。いろんな形の状況の方がおられた中で、公平な行政運営をしていくのが私の務めだと言うただけで、ちょっとご理解のほうよろしく願いいたします。

今村議員 町長、答えてない。町単独の助成制度ははっきりとした……。

伊藤町長 今のところ、考えておりません。

今村議員 町長、考えていない。

西澤清正議長 次の質問。

今村議員 続きまして、介護保険サービスを低下させないために、今年度から要支援認定者へのサービスが町総合事業に移行します。また、来年は第7期の介護保険事業策定の時期です。国は介護1までの現行介護保険サービスから外そうと今検討しているところです。

町は、前回、12月議会の質問で要支援者のサービスはこれまでと変わらずにやっていきたいと答弁しました。そのために町が受け皿として考えている町社会福祉協議会の活動支援を強化する必要があるのではないのでしょうか。

安倍政権は、介護保険サービスの自然増を削減する政策ですが、豊郷町は町内高齢者の健康や自立を支える拠点として、社協のデイサービス、訪問介護などの拡充をしていくことが大事だと思いますが、町の見解をまず求めます。

医療保険課長 議長。

西澤清正議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の介護保険サービスを低下させないためにというご質問にお答えをしたいと思います。

本町の総合事業についての取り組みといたしましては、さきの全員協議会の席でもご説明を申し上げましたとおり、現在の通所サービス、いわゆるデイサービスについて、また訪問サービスの利用者の方については引き続き現行のサービスを継続していただき、サービスの低下にならないように対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

また、社会福祉協議会におけます生きがいデイサービスの活用につきまして

は、現在の運営を引き続き実施される中で連携を図りながら、介護を必要としない元気な高齢者の方をさらにふやし、介護予防の強化をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

今 村 議 員 議長。

西澤清正議長 再質問。

今 村 議 員 これはきのう補正やら当初予算やらでいろいろ伺いまして、町の姿勢は大体わかったんですが。

ここで、総合事業って、これは国と地方の自治体もこれは介護保険のときはせめぎ合い事業だと私は思っています。国はどんどんその事業経費を減らそうと思って受益者負担というあれで利用料をどんどん上げたいとか、保険料上げたいという方向に立っていますが、でも、現場の住民と接点のある地方行政、うちの豊郷町みたいな自治体にとってみましたら、そういうことはできないですよ。やっぱり目の前にそういう困って大変なご家庭のところに高齢者がいらっしやったら、できるだけ町のできる範囲でやって支援をしてあげたいというのがやっぱり今の町と担当課の率直な姿勢だと思います。でも、それは気持ちだけ持っていたてもだめなんです。その裏打ちがないといけない。財政的な裏打ちが。その財政的な裏打ちで、今回、総合事業に移行して生きがいデイサービスを町としてはいい、あそこに頼んだらええわという形で提案されているんですが、生きがいデイサービスを運営している社会福祉協議会、ここは介護保険内のデイサービスと、そして生きがいデイと言われる認定外の方、またもう要支援の方も来てるとおっしゃっていましたが、そういう一応は介護認定は該当しないと。自立だと言われている方を含めて生きがいデイをやられています。その生きがいデイも日々大体平均10人ぐらい来ておられる。町が新年度予算で出している。ここに対する手当てというのが職員4人分を出しておられますが。

今までも4人でやっておったんですよ。でも、それで足りないときはもう一つの介護保険サービスをやってる介護デイのほうの職員を応援にこさせていましてと言っていました。

でも、当初予算でここにまた通所サービス含む。あそこは訪問サービスないんですよ。セルフサービスがない。そこでまた10人近い人をそっちで、もし受け入れてもらうにしても、4人では到底回っていけないと私は思います。

そういう一般施策でこれからは対応したいということをおっしゃってましたが、一般施策で対応するということは町の一般財源が必要ということです。これは介護保険に係る部分で国が出すお金をどんどんどんどん減らそうとしている

んですよ。

第7期になったら、今度は介護1まで総合事業に放り込もうと今考えてますよね。そうすると、うちの要支援の認定者プラス介護1合わせると、もうそれは150人以上になるんじゃないですか。そういう方たちの受け皿をどうつくっていくのかというのがね。

豊郷で本当に高齢者の皆さんを安心してやっぱり必要なときには介護サービスも受ける。今居宅でおられる方が、居宅サービスを受けておられる方200人以上いらっしゃるわけです。町内ですね。だから、そういう中で、そういうことを保障していくために、私はやっぱり先手先手で町もやっていかなあかんと思うんです。

そういった面で、新年度で今このくらいの裏打ちしてたら回っていくだろうという発想ですが、社協かて、やっぱりその裏打ちがあつたらできるかもしれませんが、なかったらもうこれ以上はうちで受け入れられませんと、お断りという話も出てくるかもしれません。そうなった場合、行き場もなくなる、そういう要支援者の方たちは一体どこに行くんですか。一般事業所でももっと厳しいですよ。利益追求、利益がなかったらやらないんですから。

その辺のことを町としてはどういうふうに想定されているのか。そのことを再度答弁求めます。

医療保険課長 議長。

西澤清正議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、再質問にお答えしたいと思います。

私は、今おっしゃっていただいたとおりだと私も医療保険課長としての立場からとしてはそう思いますので、今後、一般高齢者施策の担当課、また上司と相談しながら、社会福祉協議会の今後のあるべき姿というものもこの機会に見直していくように、私の立場としてはお願いをしたいというふうに考えており、また社会福祉協議会の局長を初め、その関係機関の関係者の方々とも今回の要支援の方の受け皿として社会福祉協議会のでき得る方向性なり、範囲、またできる、その社会福祉協議会としてしていただける部分というものを十分協議していかなければならないというふうに考えています。

いずれにせよ、利用者の方々にご迷惑がかからないように、一般施策としての今ある活用も含めて考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

今村議員 議長。

西澤清正議長

再々質問。

今村議員

課長の答弁はそこまでだと思いますわ、確かに。今の範囲でやっていこうという。

これはやっぱり政治的な判断が必要な問題だと思うんですよ。豊郷町をどういう町にしていきたいのかという、そういった姿勢はやっぱり課長は一応そういうことをいろいろ要望しても、それは町全体で、町長、やっぱり姿勢が反映される町長姿勢が問われる問題だと思うんですね。

豊郷町がやっぱり高齢者の方で圧倒的に非課税、年金が年金控除が120万だから、10万円弱の人たちは非課税じゃないですか。でも、その中でも国民年金の方の月3万円ぐらいしかもらってない方もいらっしゃるんです。多くね。そういう人たちにとってみたら、要支援1で限度額が月5万円ぐらいまでしか使えませんよね。1割負担で5000円です。要支援2で1万円ぐらいで、限度額、利用料の1割負担で1万円じゃないですか。でも、年金は2カ月に一遍、介護保険料先取りするんですよ。

そうすると、その息子、子どもさんと一緒に暮らしている課税世帯の方やったら、幾ら年金3万円でもそこから標準額6,000円、1万2,000円、2カ月分ぼ一んと取られてしまうんですよ。その中で、あと残った2万円ぐらいのお金、月の2万円ぐらいの中から介護保険に使うか、自分のお小遣いも多少置いておきたいと思ってきたら、本当に大変で。最終的には介護、3、4、5になってきたら、その人の年金では回らないから家族が負担しなきゃいけなくなるんですよ。そういう、だからこれは家族全体の問題でもあるんです。その本人だけにとどまらず。こういった実態が豊郷にはあるわけです。

ですから、私は、そのため介護保険を使わなくてもいい元気老人をふやそうと思ったら、やっぱり早い段階からそうした介護予防の対策を強化することしかないんですよ。

悪くなるのは当然悪くなりますよ、誰でも、年いったら。だから、そのための施策に町の一般財源、またそういったことに施策をふやしていくという姿勢がなかったら、もう何とこの話ですよ。国もどんどんふえたら減らしたい。町もそれに合わせて減らしたい。悪くなるのは勝手に悪くなって勝手に、今も孤独死とか、豊郷でもあるんですよ。本当に亡くなっている方が。

だから、そういったことをやっぱり町として本当になくしていこうと思ったら、こういう一番接点の町行政、末端の自治体行政でそれをフォローしていくしかないとは私は考えているんです。そのために、私は介護保険料を下げるためには、そういういろんな申請制度も充ち充実してよと。一般会計から出しているところ

も全国にはあるよと。うちでも国保に対してはそうやってペナルティ受けてもやっているわけですよ。だから、そこら辺をその当初予算ではとても私はこれからちょっと不安だなと思いますが、この充実を社協に私何もかも押しつけるのはかわいそうだと思うんですよ。でも、今、町は受け皿としてあるのは社協だって、結構そういう面では包括も皆さん考えておられる面があるのなら、ちゃんとしたやっぱり人的裏打ちと、あそこはホームヘルプ、訪問介護はしてませんわ。そんな余裕ありませんと言いましたわ。もうデイサービスも大変なんですという話ですわ。

でも、それを受けているわけでしょう。だから、そこら辺の人的、また財政的な、やっぱり町の補填なしにはこの総合事業の充実は到底あり得ないと思いますが、その点について町長はどう考えているか、お尋ねします。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、12番、今村議員さんの再々質問にお答えいたします。

課長が答えましたように、やっぱり元気な老人をつくっていくのが我々の務めであり、そして介護予防、それもしっかりとやっていく。これをやっていくには、やはり関係機関がきちっと相談しながら、連携を保ちながらやってまいりたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

今村議員 議長。

西澤清正議長 次の質問。時間も見て考えてください。

今村議員 はい、ありがとうございます。

続きまして、今回の大雪を踏まえて対策を。

1月の大雪に対する町の除雪作業に多くの町民からの不満と苦情が寄せられました。今回の大雪は、町の毎年の除雪対策をはるかに超えた自然災害だと考えます。これからさらに町の想定外と言える災害が起こるかもしれません。

そこで、町民対象で特技や免許を生かす災害ボランティアの登録制度や、町内業者に対しても小規模事業登録制度を使って迅速な対応ができる体制をつくっていただきたいと考えています。

それぞれの区では、役員や自警団、また個人の皆さんも一生懸命雪かきをしましたが、なかなかその人力だけでは超えられないものがいっぱいありました。今後、高齢世帯の増加や共働き世帯の就労形態の多様化などで難しくなっていくと思います。

また、いつ、どんな災害が起こっても町が迅速に住民の生命、財産を守り、安心して暮らせるまちづくりを進めるための提案です。見解を伺います。

地域整備課長 議長。

西澤清正議長 夏原地域整備課長。

地域整備課長 それでは、今村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回は三十数年ぶりの大雪となりまして、町民の皆様方には大変ご苦勞をおかけしたと思います。

豊郷町としては、今までどおり除雪体制をとっておりましたが、想定外の積雪となり、町職員も昼夜問わず出動させていただきました。

現在、豊郷町建設工業部会と除雪委託契約を結んで、幹線道路を主に除雪していただいております。しかし、今回においては非常事態ということで、計画路線以外にも緊急に除雪をさせていただきました。

しかし、全ての町道を除雪することは現体制では困難であることから、今後も起こり得ることを想定して、建設工業部会とともに計画路線の見直しや除雪体制の強化、個人事業主の参入も含めてを検討していただくよう申し上げているところであります。

また、ボランティアや町内業者の登録制度についても今後は除雪だけではなく、さまざまな災害に向けて必要であるかと思えます。けれども、具体的な内容等については現時点では申し上げることはありませんけれども、今後の課題として考えていかなければならないと思えますので、よろしくご理解お願い申し上げます。

今村議員 議長。

西澤清正議長 再質問。

今村議員 町の皆さん、職員さん、つるはし持って夜中までやってたというのは聞かしまして、みんなあちこちが、体中が痛くて大変だったという話も聞かしまして。でも、あれはもっと早かったらあそこまで、やっぱり最終的に人力だけでは限界があるんですよね。やっぱり重機とか、そういうのが、また日ごろからそういうのをやっぱり管理できるような体制があれば、やっぱりもう豊郷もひどかったし、彦根もひどかったし、みんながひどかったけど、それはもうこれからは限らないし、雪だけではなくて、ほかの災害もないとは限らないので、これはやっぱり豊郷はいつも気象予報ではもう安全な町みたいな予想は出るんですけれども、でも、福井県には原発銀座がありますし、いろんなことが起こるかわかりません。これからの時代は。そういう面では、積極的にこういった取り組みを、課長も今後の検討課題ですとおっしゃってくれたので、町長以下、皆さん、そういう体制で頑張っていたいただきたいと思えます。

答弁はこれはいいです。

次行きます。

西澤清正議長

次。

今村議員

続きまして、町長に伺います。

議員等からの口利き記録制度の実施を。

議員活動として住民要望を行政に働きかけることは当然のことです。しかし、議員の口利きと言われる不正、違法な問題となる場合もあります。行政の職務を町民全体に公正公平にするためには、議員を含む公職者、特別職やいろいろな町のいろいろな公職、またほかの町外でもそういう人たちおられます。団体等の要望、働きかけについては、記録をつくり、そのことに対する行政対応も含めて定期的に公表する制度を豊郷町でも実施することを求めますが、見解を求めます。

総務課長

議長。

西澤清正議長

村田総務課長。

総務課長

今村議員の質問にお答えをいたします。

今回議員等からの口利き記録制度ということで質問をいただきましたので、口利きについて少し私も調べてみました。本来、口利きとは、仲介、あっせん、紹介や世話をすること、それと交渉、相談などの取りなしをすること、またこれをする方ですね。する人という、これが一般的に定義だと思います。

それで、これから行きますと、口利き自体は何ら問題はないということが言われております。

それで、今質問にありましたように、議員の口利きと言われる不正、違反が問題となる場合があればという、これは前提だと思いますが、逆に言いますと、議員からの不正、違反でない口利きも存在するということも考えられます。そうなりますと、この議員から要望いただいたときに、この要望内容が不正なのか、違反なのかということをもまずは判断といいますか、断定をする必要がございます。これは誰が決めるのかという問題がとりあえず出てきます。これは対応した職員だというふうには一般的には思います。

この職員にその職員の感じ方、また対応の仕方によってこの判断が異なるというのは現実ではないかなと思います。

ですから、この内容自体に断定することが難しい中で、今回言われていますように、この記録制度を実施することについてはいかがなものかなということが一般的に言われております。

それと、制度化した場合の問題点でございますが、今言いましたように、当然、そういった不正なり、違反性のある場合については記録をとるという場合でございますが、ですからこの記録をとる対象範囲の決め方が大変難しいのではないかと

など。

それと、当然、記録をとりますと公表という話になりますが、記録事項の公表では、これも例えばの話ですが、議員の名前を公開にするのか非公開にするのかという問題も当然出てきます。

ですから、そういったことをいろいろ考えますと、今の時点では議員からのご質問がありますように、この議員等からの口利き記録制度の実施については行政主導では困難が予想されるものだというふうに考えております。

以上です。

今 村 議 員 議長。

西澤清正議長 再質問。

今 村 議 員 課長の今の答弁は、その記録のそういう不正な、違法な口利きかどうかを判断する基準がないというようにおっしゃったけど、私が求めているのは、全ての要望ですよ。

全国でそういう自治体でそういう制度をつくっているところなんかは、どういうことを言いに来た、要望した、それも全て記録して、それに対してその行政がどういうふうに対応したという形での記録、公開条例でそれを公開しますというところもありますし、随時、町の公文書で公表しているところもあります。それあるんです。

議員名を公開するのかという問題でも、してるところもあるし、議員名はしてないところもあるし、それはその自治体がつくっているその要綱の中で決まっているんですね。

だから、私が申し上げたいのは、この議員が議員活動として町に要望したり、提言したり、働きかけるというのは当然の住民からの要望だから、当然なんですよ。でも、それを口利きという言葉が出てきた自体が今の森友学園じゃないけど、そういう不当、違法な行為が執行部で配慮がされたのかという疑問が出るのはやっぱり執行部としては、町行政としては皆さん町に入ったときに町民全体の奉仕者として皆さんに対しての憲法に銘じられたそういう仕事をさせていただきますということで署名捺印して入っていただいているわけやから、職員さんはそんなつもりはないと思うんですね。いろんな要望きたときにね。だから、それはその都度記録したやつをつくっておけば、不当な要望か、要求かどうかというのはその協議に図ることもできるし、それは当然やなということになれば、それを実行したらいいだけのことなんです。

ですから、そのことを私は提案しているんですが、町長、最後に聞きますわ。そういう問題で町長はどう考えているのか、ちょっと町長の見解を聞きます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 12番、今村議員さんの再質問にお答えします。

いろいろおっしゃいましたですけれども、これはやはり議員の皆さん方が議員の政治倫理条例でも自分たちで議論されてつくられるのが妥当ではないかと。やはりいろんな言葉の言い回しでも職員はいろんな思いを抱く職員もいますし、そこらは皆さんがひとついろいろな言葉遣い一つにしても、こういうような議員活動とか、行政に対してはこういうものはやめておこうとか、いろいろ先進的に倫理条例つくられておりますので、皆さんみずからつくられたほうが私は一番いいのではないかなと、このように思いますので。

ぜひともつくっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

今村議員 じゃ、町としてはつくらないということですか。それだけ、ここの最初の質問そうなんです。

伊藤町長 議員さんがみずからそういうふうに思われるなら、皆さんが議論されてつくられるのはどうですかというふうに言ってるだけです。

西澤清正議長 以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでございました。

(午後 0時04分 散会)